

# あきた

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号  
発行所 秋田市役所  
編集兼 中島 修  
発行人

印刷人 三戸俊彦  
印刷所 秋田市旭北錦町3番50号  
株式会社 三戸印刷所

## 目次

### 規 則

- 秋田市財務規則の一部を改正する規則（第32号）…………… 2
- 身体障害者福祉法による費用の負担命令および徴収に関する規則等の一部を改正する規則（第33号）…………… 2
- 保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則（第34号）…………… 3
- 秋田市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則（第35号）…………… 3
- 秋田市自動交付機の設置に関する規則の一部を改正する規則（第36号）…………… 3
- 秋田市民交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則（第37号）…………… 4
- 秋田市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則（第38号）…………… 4

### 告 示

- 介護保険料納入通知書および介護保険料督促状の公示送達について（第173号）…………… 5
- 秋田市立千秋美術館企画展覧会の観覧券の販売および観覧券販売に係る収入金の収納事務の委託について（第174号）…………… 5
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第175号）…………… 5
- 市道路線の供用開始について（第176号）…………… 5
- 納税通知書の公示送達について（第177号）…………… 5
- 粗大ゴミ用証紙売りさばき人の指定について（第178号）…………… 5
- 納税通知書の公示送達について（第179号）…………… 6
- 納税通知書の公示送達について（第180号）…………… 6
- 市道路線の区域変更および供用開始について（第181号）…………… 6
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第182号）…………… 6
- 秋田市個別廃水処理施設の処理区域の指定および関係図面の縦覧について（第183号）…………… 6
- 現金取扱員への再委任について（第184号）…………… 7
- 生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第185号）…………… 7
- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる施術者の廃止について（第186号）…………… 7
- 生活保護法による介護機関の指定について（第187号）…………… 7
- 粗大ゴミ用証紙売りさばき人の指定について（第188号）…………… 7
- 市議会定例会の招集について（第189号）…………… 7
- 放置自転車等の撤去および保管について（第190号）…………… 7
- 知的障害者福祉法による指定知的障害者更生施設等の指定について（第191号）…………… 8

### 教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第11号）…………… 8

### 選 管 告 示

- 選挙人名簿からの抹消について（第72号）…………… 8
- 選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第73号）…………… 8
- 平成17年6月19日執行予定の秋田市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所の変更について（第74号）…………… 8
- 平成17年6月11日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧について（第75号）…………… 9
- 平成17年6月19日執行予定の秋田市長選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時について（第76号）…………… 9
- 平成17年6月19日執行予定の秋田市長選挙につき発行する選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時について（第77号）…………… 9
- 選挙人名簿からの抹消について（第78号）…………… 9
- 選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第79号）…………… 9
- 秋田市長選挙について（第80号）…………… 9
- 平成17年6月19日執行の秋田市長選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額について（第81号）…………… 9
- 平成17年6月19日執行の秋田市長選挙における選挙長およびその職務を代理すべき者について（第82号）…………… 9
- 平成17年6月19日執行の秋田市長選挙における投票管理者およびその職務を代理すべき者について（第83号）…………… 9
- 平成17年6月19日執行の秋田市長選挙における投票所について（第84号）…………… 19
- 平成17年6月19日執行の秋田市長選挙における開票事務を選挙会の事務と併せて行うことについて（第85号）…………… 21
- 平成17年6月19日執行の秋田市長選挙につき開票事務を併せて行う選挙会の場所および日時について（第86号）…………… 21
- 平成17年6月19日執行の秋田市長選挙における期日前投票所について（第87号）…………… 21
- 平成17年6月19日執行の秋田市長選挙における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者について（第88号）…………… 21
- 平成17年6月19日執行の秋田市長選挙における投票管理者の変更について（第89号）…………… 23
- 選挙人名簿からの抹消について（第90号）…………… 24
- 平成17年6月19日執行の秋田市長選挙において当選した者の住所および氏名について（第91号）…………… 24

農 委 告 示

○農業委員会の招集について（第7号）……………24

監 査 委 告 示

○包括外部監査人の監査の事務を補助する者および期間について（第1号）……………24

上 下 水 道 局 告 示

- 指定給水装置工事事業者の廃止について（第19号）……………24
- 指定排水設備工事事業者の指定について（第20号）……………24
- 指定排水設備工事事業者の指定について（第21号）……………25
- 指定給水装置工事事業者の廃止について（第22号）……………25
- 指定給水装置工事事業者の廃止について（第23号）……………25
- 指定給水装置工事事業者の休止について（第24号）……………25
- 指定給水装置工事事業者の廃止について（第25号）……………25
- 指定排水設備工事事業者の指定について（第26号）……………25
- 公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第27号）……………25

選 挙 長 告 示

- 平成17年6月19日執行の秋田市長選挙における選挙長の事務を行う場所について（第1号）……………26
- 平成17年6月19日執行の秋田市長選挙における選挙会の選挙立会人となるべき者のくじを行う場所および日時について（第2号）……………26
- 平成17年6月19日執行の秋田市長選挙の候補者について（第3号）……………26

公 告

- 大規模小売店舗法による大規模小売店舗の変更に係る届出の関係書類の縦覧について……………26
- 大規模小売店舗法による大規模小売店舗の変更に係る届出の関係書類の縦覧について……………26
- 大規模小売店舗法による大規模小売店舗の変更に係る届出の関係書類の縦覧について……………27
- 麻疹、三種混合（ジフテリア、破傷風、百日せき）、風しんおよび日本脳炎の予防接種の実施について……………27
- 開発行為に関する工事の完了について……………27
- 秋田市情報公開条例の平成16年度の運用状況について……………27
- 秋田農業振興地域整備計画・河辺農業振興地域整備計画並びに雄和農業振興地域整備計画の変更について……………28
- 開発行為に関する工事の完了について……………28
- 入札参加希望者の公募について……………28
- 入札参加希望者の公募について……………29
- 開発行為に関する工事の完了について……………29
- 入札参加希望者の公募について……………30
- 市有地の公売について……………30
- 緑地協定の認可について……………31
- 開発行為に関する工事の完了について……………31
- 農用地利用集積計画の策定について……………31
- 開発行為に関する工事の完了について……………32
- 大規模小売店舗法による大規模小売店舗の変更に係る届出の関係書類の縦覧について……………32
- 財政報告書の公表について……………32

- 社団法人全国公営住宅火災共済機構の平成16年度経営状況について……………44
- 開発行為に関する工事の完了について……………45

上 下 水 道 局 告 告

- 特定建設工事共同企業体の入札参加資格の申請について……………45
- 平成17年度下水道受益者負担金の賦課対象区域について……………46
- 平成17年度公共下水道事業分担金の賦課対象区域について……………47
- 都市計画事業の事業計画変更認可について……………47
- 都市計画事業の事業計画変更認可について……………47
- 特定建設工事共同企業体の入札参加資格の申請について……………47
- 一般競争入札の執行について……………49

規 則

秋田市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成17年6月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第32号

秋田市財務規則の一部を改正する規則

秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第95条第1項第2号中「公示催告手続ニ関スル法律（明治23年法律第29号）第785条」を「非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第160条第2項」に改める。

第120条の次に次の1条を加える。

（随意契約によることができる場合の手続）

第120条の2 施行令第167条の2第1項第3号および第4号の規定により規則で定める手続は、次に掲げるとおりとする。

(1) 公告、インターネットの利用その他の方法により、契約に係る発注の見通しについて公表すること。

(2) 見積書の提出期限の日前5日までに、前号に定める方法により、次に掲げる事項について公表すること。

ア 契約の内容

イ 契約の相手方に必要な資格

ウ 契約の相手方の決定方法

エ 見積書の記載および提出の方法

オ 担当課所室名

カ アからオまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(3) 契約を締結した場合は、速やかに、第1号に定める方法により、次に掲げる事項について公表すること。

ア 契約に係る物品又は役務の名称、数量等

イ 契約を締結した日

ウ 契約の相手方の氏名又は名称

エ 契約金額

オ 契約の相手方とした理由

カ 担当課所室名

キ アからカまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

身体障害者福祉法による費用の負担命令および徴収に関する規

則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年6月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

**秋田市規則第33号**

身体障害者福祉法による費用の負担命令および徴収に関する規則等の一部を改正する規則

(身体障害者福祉法による費用の負担命令および徴収に関する規則の一部改正)

第1条 身体障害者福祉法による費用の負担命令および徴収に関する規則(昭和62年秋田市規則第14号)の一部を次のように改正する。

別表の備考の4中「附則第5条第2項」を「附則第5条第3項」に改め、同表の備考の5の(2)中「から第3項まで」を「および第2項ならびに第41条の2」に改める。

(秋田市助産施設負担金徴収規則の一部改正)

第2条 秋田市助産施設負担金徴収規則(昭和63年秋田市規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表の備考の1中「附則第5条第2項」を「附則第5条第3項」に改め、同表の備考の2の(2)中「、第2項および第3項」を「および第2項ならびに第41条の2」に改める。

(秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則の一部改正)

第3条 秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則(昭和63年秋田市規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表の備考の1中「附則第5条第2項」を「附則第5条第3項」に改め、同表の備考の2の(2)中「、第2項および第3項」を「および第2項ならびに第41条の2」に改める。

(母子保健法による費用の徴収に関する規則の一部改正)

第4条 母子保健法による費用の徴収に関する規則(平成9年秋田市規則第33号)の一部を次のように改正する。

別表の備考の1中「附則第5条第2項」を「附則第5条第3項」に改め、同表の備考の2中「昭和32年法律第26号」の次に「、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)」を加え、同表の備考の2の(2)中「から第3項まで」を「および第2項ならびに第41条の2」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(身体障害者福祉法による費用の負担命令および徴収に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の身体障害者福祉法による費用の負担命令および徴収に関する規則別表の備考の5の規定は、平成16年分の所得税の額の計算に係る支払わせるべき又は徴収すべき費用の月額又は額の算定から適用し、平成15年分までの所得税の額の計算に係る支払わせるべき又は徴収すべき費用の月額又は額の算定については、なお従前の例による。

(秋田市助産施設負担金徴収規則の一部改正に伴う経過措置)

3 第2条の規定による改正後の秋田市助産施設負担金徴収規則別表の備考の2の規定は、平成16年分の所得税の額の計算に係る徴収金額の算定から適用し、平成15年分までの所得税の額の計算に係る徴収金額の算定については、なお従前の例による。

(秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則の一部改正に伴う経過措置)

4 第3条の規定による改正後の秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則別表の備考の2の規定は、平成16年分の所得税の額の

計算に係る徴収金額の算定から適用し、平成15年分までの所得税の額の計算に係る徴収金額の算定については、なお従前の例による。

(母子保健法による費用の徴収に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

5 第4条の規定による改正後の母子保健法による費用の徴収に関する規則別表の備考の2の(2)の規定は、平成16年分の所得税の額の計算に係る徴収基準月額および加算基準月額の算定から適用し、平成15年分までの所得税の額の計算に係る徴収基準月額および加算基準月額の算定については、なお従前の例による。

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年6月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

**秋田市規則第34号**

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

保健所長に対する事務委任に関する規則(平成9年秋田市規則第64号)の一部を次のように改正する。

別表第25項第8号および第9号を削り、同項第10号中「第10条」を「第7条」に改め、同号を同項第8号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年6月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

**秋田市規則第35号**

秋田市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

秋田市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成9年秋田市規則第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第8号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第22条中「第19条の10第3項」を「第19条の11第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市自動交付機の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年6月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

**秋田市規則第36号**

秋田市自動交付機の設置に関する規則の一部を改正する規則

秋田市自動交付機の設置に関する規則(平成15年秋田市規則第34号)の一部を次のように改正する。

第4条の表市民サービスセンターの項中

午前9時30分から午後7時まで	午前9時30分から午後7時まで	を
-----------------	-----------------	---

午前9時から午後7時まで	午前9時から午後5時まで	に
--------------	--------------	---

改める。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

秋田市民交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年6月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第37号

秋田市民交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市民交流プラザ条例施行規則（平成16年秋田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の表市民サービスセンター項中

午前9時から午後7時まで	月曜日および12月29日から翌年の1月3日までの日	を
--------------	---------------------------	---

平日	午前9時から午後7時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日	に
日曜日、土曜日および休日	午前9時から午後5時まで		

改め、同表に備考として次のように加える。

備考

- 「平日」とは、日曜日、土曜日および休日以外の日をいう。
- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

秋田市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年6月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第38号

秋田市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

秋田市消防本部消防職員委員会に関する規則（平成8年秋田市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第11条を第13条とし、第10条を第12条とし、第9条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

（委員会の審議の結果等の周知）

第11条 委員会は、意見を提出した消防職員および意見取りまとめ者に対し、当該意見の委員会での審議の結果および当該結果に至った理由を通知するとともに、消防職員全員に対し、委員会の消防長に対する意見を含めた審議の概要を周知するものとする。

第8条第1項中「毎年度」の次に「の前半に」を、「とする」の次に「とともに、必要に応じて開催する」を加え、同条第2項中「において」の次に「、委員に対し」を加え、「、会議の」を「会議の」に、「委員に」を「、意見を提出した消防職員および意見取りまとめ者に対し、会議を開く日までに当該意見を審議の対象とするか否かの取扱いをそれぞれ」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「により」の次に「意見取りまとめ者を經由して」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、消防職員が意見取りまとめ者を經由することに支障があると考えられる場合においては、直接委員会に意見を提出することができる。

第7条に次の1項を加える。

2 意見取りまとめ者は、取りまとめた意見を委員会に提出する際に、委員会に対し当該意見に関する補足説明を行い、又は委員会制度の目的の達成に資するよう当該制度の運用に関し意見を述べることができる。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（意見取りまとめ者）

第7条 消防長は、消防職員から提出された意見を取りまとめ委員会に提出する者（以下「意見取りまとめ者」という。）を消防職員の推薦に基づき指名する。ただし、意見取りまとめ者は、委員を兼任できないものとする。

2 意見取りまとめ者の定数は、8人とする。

3 意見取りまとめ者の任期は、2年とする。ただし、意見取りまとめ者に欠員を生じた場合に新たに指名される意見取りまとめ者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 意見取りまとめ者は、これを再任することができる。ただし、任期が引き続き2期を超えることとなる場合は、この限りでない。

別記様式中「第7条関係」を「第8条関係」に、

意 見

提出者所属名	年 月 日提出	※整理番号	を
提出者職氏名	※ 年 月 日受付		

意 見 書

提出者所属名	意見提出日	年 月 日	※2 整理番号	に、
提出者職氏名	※1 意見取りまとめ者受付	年 月 日		
※1 意見取りまとめ者氏名	※2 受 付	年 月 日		

「第7条の」を「第8条の」に、「※印欄」を「※1欄は意見取りまとめ者が記入し、※2欄」に改める。

附 則  
（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年8月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 平成17年度において消防長が指名する改正後の秋田市消防本部消防職員委員会に関する規則第7条第1項の意見取りまとめ者の任期は、同条第3項本文の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

## 告 示

### 秋田市告示第173号

次の介護保険料納入通知書および介護保険料督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条の規定により準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および介護保険料督促状は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成17年6月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類  
平成17年度介護保険料納入通知書  
平成16年度介護保険料督促状

### 秋田市告示第174号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、秋田市立千秋美術館企画展覧会の観覧券の販売および観覧券販売に係る収入金の収納事務を次のものへ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成17年6月2日

秋田市長 佐 竹 敬 久

### 1 道路の供用開始の区間

整理番号	路線名	供用開始区間
50049	茨島六丁目8号線	秋田市茨島六丁目354番1地先 秋田市茨島六丁目359番地先

- 2 供用開始の期日  
平成17年6月10日
- 3 縦覧期間  
平成17年6月10日から  
平成17年6月23日まで

### 秋田市告示第177号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成17年6月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

受託人の住所および氏名  
秋田市大町二丁目3番27号  
株式会社 秋田大町ニューシテール  
代表取締役社長 辻 良 之

### 秋田市告示第175号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成17年6月7日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
秋田市広面東町町内会
- 2 認可年月日  
平成9年12月2日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名および住所  
変更前 藤 井 金之助  
秋田市広面字樋ノ下14番地の2  
変更後 小 林 吉 蔵  
秋田市広面字樋ノ下13番地の2
- 4 変更年月日  
平成17年6月7日
- 5 変更の理由  
役員改選による

### 秋田市告示第176号

市道路線供用開始に関する告示  
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、市道路線を次のとおり供用開始する。  
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年6月10日

秋田市道路管理者  
秋田市長 佐 竹 敬 久

- 別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類  
平成17年度国民健康保険税納税通知書

### 秋田市告示第178号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例(平成4年秋田市条例第37号)第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。

平成17年6月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

指定番号	住 所	名 称
351	茨島六丁目11番2号	ローソン秋田茨島六丁目店

**秋田市告示第179号**

次の納税通知書は、本人の住所または居所が不明のため送達できなかつたことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は財政部資産税課に保管し、送達を受けべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成17年 6月13日

秋田市長職務代理者  
秋田市助役 相 場 道 也

- 1 公示送達を受ける者の住所および氏名  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成17年度固定資産税納税通知書

**秋田市告示第180号**

次の納税通知書は、本人の住所または居所が不明のため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、財政部市民税課に保管し、送達を受

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の種類	新旧別	路線名	起 点 終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	旧	柳館松崎4号線	秋田市広面字谷内佐渡57番5地先 秋田市下北手松崎字谷崎1番1地先	693.70	9.00 ～ 30.60
	新	柳館松崎4号線	秋田市広面字谷内佐渡57番5地先 秋田市下北手松崎字谷崎1番1地先	693.70	9.00 ～ 12.00

2 供用開始の期日

平成17年 6月14日

3 縦覧期間

平成17年 6月14日から

平成17年 6月28日まで

**秋田市告示第182号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成17年 6月14日

秋田市長職務代理者  
秋田市助役 相 場 道 也

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
泉一ノ坪町内会
- 2 認可年月日  
平成14年11月13日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名および住所  
変更前 和 田 英 夫  
秋田市泉一ノ坪9番11号  
変更後 竹 内 繁  
秋田市泉一ノ坪20番9号
- 4 変更年月日  
平成17年 6月14日
- 5 変更の理由  
役員改選による

けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成17年 6月13日

秋田市長職務代理者  
秋田市助役 相 場 道 也

- 1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成17年度軽自動車税納税通知書

**秋田市告示第181号**

市道路線の区域変更および供用開始に関する告示  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年 6月14日

秋田市長職務代理者  
秋田市助役 相 場 道 也

**秋田市告示第183号**

次の区域を秋田市個別排水処理施設の処理区域として定めたとで、秋田市個別排水処理施設条例（平成16年秋田市条例第215号）第4条第2項の規定により、次のとおり告示し、関係図面を一般の縦覧に供する。

平成17年 6月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 処理区域

- ・河辺赤平字泉沢の一部
- ・河辺岩見字穴淵、字石垣、字貝住沢口、字桂淵、字小平岱、字下小平岱、字杉沢前田面、字仙翁台、字善知鳥坂および字中畑野の各一部
- ・河辺大沢字堂ノ下、字中島および字中田の各一部
- ・河辺大張野字堤下、字水口沢、字道ノ下、字山根の各一部
- ・河辺北野田高屋字上堂ヶ沢、字獅子岱、字竹ノ子沢、字畑ノ沢および字桃ノ木沢の各一部
- ・河辺三内字上野、字上屋敷、字小貝沢、字鳥海および字繁沢の各一部
- ・河辺神内字大仁加羅沢、字四国、字鳥井長根、字万事神および字妙見の各一部
- ・河辺戸島字井戸尻下、字井戸尻台、字上野、字北ノ沢駒坂台、字白熊沢、字七曲石坂台、字七曲下および字七曲台の各一部
- ・河辺畑谷字蟹沢および字岱の各一部
- ・河辺松淵字高田および字東沢の各一部
- ・河辺和田字上中野、字坂本北、字坂本南、字式田および字

松沢の各一部

2 関係図面の縦覧場所

秋田市寺内蛭根三丁目85番4

秋田市環境部環境総務課

秋田市向浜一丁目13番1号

秋田市環境部向浜事業所

秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2

秋田市河辺市民センター

3 縦覧の期間

平成17年6月20日から平成17年7月1日まで。ただし、土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を除く。

4 縦覧の時間

午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第184号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、収入役をして収入役の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員より再委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項の規定により告示する。

平成17年6月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

出納員から現金取扱員への再委任

委任する 出納員	委任を受ける 現金取扱員	委任事務
和賀 芳宏	横田 定和	雄和B&G海洋センターの使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和賀 芳宏	藤原 紀雄	雄和B&G海洋センターの使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。
和賀 芳宏	菅野 昭八	雄和B&G海洋センターの使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務。

秋田市告示第185号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成17年6月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
はらだ小児科医院	秋田市山王中園町2-16	平成17年 5月24日
大淵 歯 科 医 院	秋田市中通四丁目7-35	平成17年 4月4日
みんなの薬局山王	秋田市山王中園町3-3	平成17年 6月6日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
将軍野歯科診療所	秋田市将軍野南一丁目10-52	平成17年 3月18日
大淵 歯 科 医 院	秋田市中通六丁目1-24	平成17年 3月31日

秋田市告示第186号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および第50条の2の規定に基づき、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成17年6月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

施術所の名称	施術所の所在地	廃 止 年月日
あらや 整 骨 院	秋田市新屋扇町9-34	平成17年 5月10日

秋田市告示第187号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成17年6月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	指 定 年月日
大淵 歯 科 医 院	秋田市中通四丁目7-35	平成17年 4月4日
みんなの薬局山王	秋田市山王中園町3-3	平成17年 6月6日
秋田聖徳会居宅 介護支援事業所	秋田市旭南一丁目8-12	平成17年 6月13日

秋田市告示第188号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。

平成17年6月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

指定番号	住 所	名 称
352	土崎港北七丁目2番20号	マックスバリュ港北店
353	川尻大川町8番地25	マックスバリュ山王店

秋田市告示第189号

平成17年7月4日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。

平成17年6月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市告示第190号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例

第28号) 第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成17年6月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

- ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 75台
- イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 95台
- ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 4台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成17年5月16日から同年6月12日まで

(3) 返還を行う時間および場所

- ア 時間 午前10時から午後7時まで
- イ 場所 秋田市中通七丁目1番3号(秋田駅東自転車等駐車場内) 秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成17年7月14日から平成18年1月14日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

- 秋田市山王一丁目1番1号
- 秋田市市民生活部生活課 電話866-2035
- 秋田市中通七丁目1番3号
- 秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第191号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の24の規定に基づく指定知的障害者更生施設等を次のとおり指定したので、指定居宅支援事業者ならびに指定身体障害者更生施設等および指定知的障害者更生施設等の指定等に関する規則(平成14年秋田市規則第32号)第6条の規定により公示する。

平成17年6月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 知的障害者通所更生施設

事業所番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指定年月日
05201201960530	サンハウス	秋田市上北手荒巻字荒巻312	社会福祉法人 サンふくし会 理事長 高橋満男	平成17年 6月30日

教 委 告 示

秋田市教委告示第11号

平成17年6月23日午後3時秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成17年6月20日

秋田市教育委員会  
委員長 千 葉 昭

選 管 告 示

秋市選管告示第72号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定により、次の者を本市の選挙人名簿から抹消したので告示する。

平成17年6月2日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 隆 一

抹消した者の氏名等 別紙(省略)のとおり

秋市選管告示第73号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条、ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は、次のと

おりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

平成17年6月2日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 隆 一

- 1 50分の1の数 5,406人
- 2 3分の1の数 90,095人

秋市選管告示第74号

平成17年6月19日執行予定の秋田市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のとおり変更したので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第4項の規定により告示する。

平成17年6月8日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 隆 一

設置番号127番

- 旧 秋田市中通一丁目4番17号 婦人会館跡地前
- 新 秋田市中通二丁目1番 瀬下建設工業(株)専用駐車場前

設置番号139番

- 旧 秋田市千秋矢留町8番 児童公園前
- 新 秋田市千秋矢留町8番 ホテルはくと専用駐車場前

設置番号254番

- 旧 秋田市仁井田字小中島185番2号
- 新 秋田市仁井田字小中島185番地2

秋田県農協教育研修所入口前

設置番号546番

- 旧 秋田市広面字糠塚108番地の1



あさひタクシー広面営業所前  
新 秋田市広面字糠塚58番地3 広面糠塚第一児童遊園地前  
設置番号606番

旧 秋田市広面字谷地田5番地の1 川辺毅様宅前  
新 秋田市広面字谷地田55番地の1 高清水三郎様所有地前  
設置番号799番

旧 秋田市雄和女米木字川崎 消防器材格納庫隣り  
新 秋田市雄和女米木字川崎51番地 高橋長吉様宅前

**秋市選管告示第75号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定に基づき、平成17年6月11日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のとおり定めたので、同法第23条第2項の規定により告示する。

平成17年6月8日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

- 1 期間 平成17年6月12日から  
平成17年6月12日まで
- 2 場所 秋田市山王一丁目2番34号  
秋田市選挙管理委員会事務局
- 3 時間 午前8時30分から午後5時まで

**秋市選管告示第76号**

平成17年6月19日執行予定の秋田市長選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時を、次のとおり定めたので公職選挙法執行規程（昭和34年秋選管告示第2号）第62条の2第1項の規定により告示する。

平成17年6月11日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

- 1 場所 秋田市山王一丁目2番34号  
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 平成17年6月12日  
午後5時15分

**秋市選管告示第77号**

平成17年6月19日執行予定の秋田市長選挙につき発行する選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時を次のとおり定めたので、秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙公報の発行に関する規程（平成14年秋市選管告示第36号）第7条の規定により告示する。

平成17年6月11日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

- 1 場所 秋田市山王一丁目2番34号  
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 平成17年6月12日  
午後5時30分

**秋市選管告示第78号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次の者を本市の選挙人名簿から抹消したので告示する。

平成17年6月11日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一  
抹消した者の氏名等 別紙（省略）のとおり

**秋市選管告示第79号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条、ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

平成17年6月11日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

- 1 50分の1の数 5,414人
- 2 3分の1の数 90,222人

**秋市選管告示第80号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定により、秋田市長選挙を次のとおり定めたので告示する。

平成17年6月12日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

選挙の期日 平成17年6月19日

**秋市選管告示第81号**

平成17年6月19日執行の秋田市長選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項第4号および同条第2項ならびに公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第127条第1項の規定により選挙運動に関する支出金額の制限額を定めたので、同法第196条の規定により告示する。

平成17年6月12日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

候補者1人につき 18,600,000円

**秋市選管告示第82号**

平成17年6月19日執行の秋田市長選挙における選挙長およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、次のとおり選任したので同令81条の規定により告示する。

平成17年6月12日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

- 1 選挙長  
秋田市手形字十七流174番地の3 古 谷 隆 一
- 2 選挙長の職務を代理すべき者  
秋田市八橋イサノ一丁目18番17号 大 塚 隆 一

**秋市選管告示第83号**

平成17年6月19日執行の秋田市長選挙における投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、次のとおり選任したので同令25条の規定により告示する。

平成17年6月12日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 隆 一

平成17年6月19日執行 秋田市長選挙  
投票管理者およびその職務代理人一覧表

投票区(投票所)	職 名	住 所	氏 名
秋 田 市 第 1 投 票 区 (八橋地区コミセン)	投票管理者	秋田市八橋本町二丁目3番25号	片 岡 強
	職務代理人	秋田市八橋鯉沼町3番26号	服 部 芳 久
秋 田 市 第 2 投 票 区 (保 戸 野 小)	投票管理者	秋田市保戸野鉄砲町7番15号	松 木 仁
	職務代理人	秋田市広面字糠塚17番地2	八 木 橋 久 美
秋 田 市 第 3 投 票 区 (北 高)	投票管理者	秋田市飯島松根東町4番18号	北 島 学
	職務代理人	秋田市千秋北の丸5番82号	竹 内 康
秋 田 市 第 4 投 票 区 (八 橋 小)	投票管理者	秋田市八橋イサノ二丁目6番3号	田 仲 雅 美
	職務代理人	秋田市八橋本町三丁目9番8号	赤 川 孝 則
秋 田 市 第 5 投 票 区 (旭北地区コミセン)	投票管理者	秋田市牛島東五丁目6番46号	齋 藤 清
	職務代理人	秋田市保戸野すわ町9番38号	島 田 好 雅
秋 田 市 第 6 投 票 区 (旭 南 小)	投票管理者	秋田市大町二丁目6番6号	黒 澤 光 伸
	職務代理人	秋田市新屋大川町25番3号	児 玉 優
秋 田 市 第 7 投 票 区 (川 尻 小)	投票管理者	秋田市川尻上野町2番14号	相 場 善 治
	職務代理人	秋田市港北松野町5番14号	佐 藤 克 彦
秋 田 市 第 8 投 票 区 (経法大附属幼稚園)	投票管理者	秋田市八橋イサノ一丁目15番20号	加 賀 谷 睦 知
	職務代理人	秋田市寺内大小路3番13号	前 田 秀 樹
秋 田 市 第 9 投 票 区 (南 部 公 民 館)	投票管理者	秋田市千秋中島町18番5号	菊 地 輝 子
	職務代理人	秋田市仁井田本町三丁目5番52号	伊 藤 清 弥
秋 田 市 第 10 投 票 区 (牛 島 児 童 館)	投票管理者	秋田市牛島東五丁目2番43号	川 村 勝 美
	職務代理人	秋田市御野場新町一丁目22番22号	吉 田 重 人
秋 田 市 第 11 投 票 区 (秋 田 南 中)	投票管理者	秋田市楢山本町10番18号	小 熊 伸 司
	職務代理人	秋田市新屋表町10番10号	大 門 哲
秋 田 市 第 12 投 票 区 (楢山地区コミセン)	投票管理者	秋田市大町一丁目5番39号	大 高 三 雄
	職務代理人	秋田市泉中央三丁目1番24号	鎌 田 善 仁

秋 田 市 第 13 投 票 区 ( 東 小 )	投票管理者	秋田市東通五丁目4番32号	千 葉 克 己
	職務代理者	秋田市外旭川字前谷地248番地の2	松 前 克 美
秋 田 市 第 14 投 票 区 ( 中 通 小 )	投票管理者	秋田市南通亀の町6番5号	今 野 昇
	職務代理者	秋田市榎山本町10番41号	永 田 誠 一
秋 田 市 第 15 投 票 区 ( 県立衛生看護学院 )	投票管理者	秋田市千秋明徳町4番51号	秋 山 修 次
	職務代理者	秋田市仁井田字新中島826番地193	中 西 博 己
秋 田 市 第 16 投 票 区 ( 秋 田 東 中 )	投票管理者	秋田市下北手松崎字碓6番地6	渡 邊 光 雄
	職務代理者	秋田市手形字扇田28番地3	佐々木 廣 次
秋 田 市 第 17 投 票 区 ( 広 面 児 童 館 )	投票管理者	秋田市手形山北町8番3号	中 田 明 朗
	職務代理者	秋田市大平台四丁目6番8号	伊 藤 樹 悦
秋 田 市 第 18 投 票 区 ( 旭 川 小 )	投票管理者	秋田市泉北四丁目14番23号	藤 原 良 治
	職務代理者	秋田市四ツ小屋字古川敷1番地15	加 藤 育 広
秋 田 市 第 19 投 票 区 ( 泉 公 民 館 )	投票管理者	秋田市旭川南町16番10号	佐 藤 義 敏
	職務代理者	秋田市新屋豊町11番12号	鳥 海 淳 一
秋 田 市 第 20 投 票 区 ( 添 川 地 域 交 流 セ ン タ ー )	投票管理者	秋田市保戸野八丁7番15号	佐 藤 夙
	職務代理者	秋田市濁川字口ノ田47番地の1	船 木 義 則
秋 田 市 第 21 投 票 区 ( 杉 の 木 園 )	投票管理者	秋田市山内字丸木橋121番地5	高 橋 重 喜
	職務代理者	秋田市土崎港北五丁目2番18号	水 戸 瀬 秋 広
秋 田 市 第 22 投 票 区 ( 太 平 八 田 公 民 館 )	投票管理者	秋田市太平八田字藤ノ崎117番地5	鎌 田 博 美
	職務代理者	秋田市太平日長崎字滝瀬36番地	森 合 和 美
秋 田 市 第 23 投 票 区 ( 太 平 地 域 セ ン タ ー )	投票管理者	秋田市太平日長崎字滝瀬33番地の2	森 合 啓 三
	職務代理者	秋田市東通五丁目3番27号	嵯 峨 博 文
秋 田 市 第 24 投 票 区 ( 太 平 中 )	投票管理者	秋田市太平中関字平形53番地	工 藤 繁 一
	職務代理者	秋田市下北手松崎字家ノ前21番地10	長 谷 部 亨
秋 田 市 第 25 投 票 区 ( 太 平 館 越 町 内 会 館 )	投票管理者	秋田市太平黒沢字野崎136番地	佐々木 喜 徳
	職務代理者	秋田市太平黒沢字稻荷34番地	佐 藤 勇 正
秋 田 市 第 26 投 票 区	投票管理者	秋田市太平山谷字地主46番地	鈴 木 一 右 門

(山 谷 小)	職務代理者	秋田市新屋天秤野6番31号	佐々木 修
秋田市第27投票区	投票管理者	秋田市大住三丁目6番12号	吉川 英次
(こまどり幼稚園)	職務代理者	秋田市下北手梨平字向田54番地の2	長谷部 秀徳
秋田市第28投票区	投票管理者	秋田市下北手松崎字家ノ前119番地	柴田 守
(下北手地域センター)	職務代理者	秋田市下北手柳館字前田面120番地の10	佐々木 俊一
秋田市第29投票区	投票管理者	秋田市下北手柳館字和田19番地の1	玉井 春悦
(下北手宝川公民館)	職務代理者	秋田市下北手松崎字谷崎86番地	進藤 照美
秋田市第30投票区	投票管理者	秋田市上北手猿田字後谷地110番地	熊谷 勝
(上北手地域センター)	職務代理者	秋田市東通観音前4番30号	黒崎 博正
秋田市第31投票区	投票管理者	秋田市上北手大戸字大戸58番地	後藤 誠義
(上北手大戸公民館)	職務代理者	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢118番地4	須田 浩明
秋田市第32投票区	投票管理者	秋田市上北手大山田字大平沢25番地	嵯峨 久一郎
(上北手古野公民館)	職務代理者	秋田市上北手猿田字四ツ小屋72番地の2	今野 芳夫
秋田市第33投票区	投票管理者	秋田市仁井田新田一丁目12番22号	小松 玲二
(農協教育研修所)	職務代理者	秋田市仁井田新田二丁目4番27号	伊藤 剛
秋田市第34投票区	投票管理者	秋田市仁井田本町五丁目13番26号	伊藤 四郎
(仁井田小)	職務代理者	秋田市仁井田本町四丁目4番23号	今野 三悦
秋田市第35投票区	投票管理者	秋田市四ツ小屋小阿地字柳林24番地6	岡 俊彦
(四ツ小屋駅前公民館)	職務代理者	秋田市外旭川字三千刈21番地	榎 仁司
秋田市第36投票区	投票管理者	秋田市四ツ小屋字街道東4番4号	伊藤 勲
(四ツ小屋幼稚園)	職務代理者	秋田市四ツ小屋字館野119番地	榎 昌範
秋田市第37投票区	投票管理者	秋田市新屋松美ガ丘南町9番6号	菅原 由春
(勝平児童館)	職務代理者	秋田市新屋田尻沢西町7番16号	大門 義廣
秋田市第38投票区	投票管理者	秋田市外旭川字前谷地1番地7	高橋 明道
(西部公民館)	職務代理者	秋田市大町五丁目6番12号	神田 清武
秋田市第39投票区	投票管理者	秋田市新屋扇町1番13号	高橋 清
(西 中)	職務代理者	秋田市新屋日吉町40番12号	塚田 敏春

秋 田 市 第 40 投 票 区 ( 新 屋 支 所 )	投票管理者	秋田市新屋比内町19番34号	塚 田 博
	職務代理者	秋田市豊岩石田坂字碓106番地 1	佐 藤 喜代隆
秋 田 市 第 41 投 票 区 ( 浜 田 内 浜 田 会 館 )	投票管理者	秋田市浜田字館ノ丸116番地	佐々木 俊 春
	職務代理者	秋田市御所野地蔵田四丁目13番 2 号	佐 藤 忍
秋 田 市 第 42 投 票 区 ( 浜 田 地 区 コ ミ セ ン )	投票管理者	秋田市浜田字元中村91番地	相 場 義 信
	職務代理者	秋田市栢山金照町 6 番25- 4 号	赤 上 智
秋 田 市 第 43 投 票 区 ( 豊 岩 石 田 坂 公 民 館 )	投票管理者	秋田市豊岩石田坂字碓 1 番地の 3	安 田 欽 一
	職務代理者	秋田市豊岩豊巻字大日沢33番地	小 笠 原 利 美
秋 田 市 第 44 投 票 区 ( 豊 岩 地 域 セ ン タ ー )	投票管理者	秋田市豊岩豊巻字小林64番地	鈴 木 時 雄
	職務代理者	秋田市新屋松美ガ丘北町10番 2 号	田 口 清 昭
秋 田 市 第 45 投 票 区 ( 豊 岩 小 山 公 民 館 )	投票管理者	秋田市豊岩小山字前田表156番地	佐 賀 定
	職務代理者	秋田市豊岩小山字狐森67番地	池 田 藤 彦
秋 田 市 第 46 投 票 区 ( 下 浜 桂 根 公 民 館 )	投票管理者	秋田市下浜桂根字境川173番地の 7	佐 藤 洋 一
	職務代理者	秋田市八橋本町四丁目 5 番 4 号	伊 藤 弘
秋 田 市 第 47 投 票 区 ( 下 浜 長 浜 公 民 館 )	投票管理者	秋田市下浜長浜字荒郷屋62番地	伊 藤 正 弘
	職務代理者	秋田市下浜羽川字家ノ腰33番地の 4	平 塚 久 訓
秋 田 市 第 48 投 票 区 ( 下 浜 羽 川 公 民 館 )	投票管理者	秋田市下浜羽川字横長根29番地 4	鈴 木 金 彌
	職務代理者	秋田市新屋南浜町 7 番27号	河 村 勝
秋 田 市 第 49 投 票 区 ( 下 浜 名 ケ 沢 公 民 館 )	投票管理者	秋田市下浜名ヶ沢字ヨモキ田26番地	今 野 博
	職務代理者	秋田市川尻みよし町14番33号	須 田 志 美 男
秋 田 市 第 50 投 票 区 ( 八 田 小 )	投票管理者	秋田市下浜八田字水無38番地	伊 藤 英 一
	職務代理者	秋田市下浜羽川字水垂92番地の 7	佐 藤 誠 晃
秋 田 市 第 51 投 票 区 ( 土 崎 支 所 )	投票管理者	秋田市土崎港北四丁目 5 番27号	佐 藤 与 志 郎
	職務代理者	秋田市手形字大沢511番地	佐 川 和 幸
秋 田 市 第 52 投 票 区 ( 土 崎 小 )	投票管理者	秋田市飯島字堀川78番地	中 島 修
	職務代理者	秋田市外旭川字三千刈21番地 4	保 坂 源 米
秋 田 市 第 53 投 票 区	投票管理者	秋田市土崎港中央二丁目 4 番40号	佐 藤 憲 彦

(港北小)	職務代理者	秋田市外旭川字神田791番地5	越後谷 優
秋田市第54投票区	投票管理者	秋田市泉一ノ坪4番26号	倉田 教夫
(豊学校)	職務代理者	秋田市寺内堂ノ沢二丁目12番10号	吉田 司
秋田市第55投票区	投票管理者	秋田市將軍野南五丁目11番20号	加賀谷 敏春
(土崎南小)	職務代理者	秋田市下新城小友字猿田沢157番地	宇佐美 喜志
秋田市第56投票区	投票管理者	秋田市將軍野南一丁目2番3号	鎌田 金光
(將軍野中)	職務代理者	秋田市將軍野南五丁目2番12号	鎌田 尚
秋田市第57投票区	投票管理者	秋田市寺内後城6番18号	小玉 惇
(寺内小)	職務代理者	秋田市添川字境内川原41番地7	青木 健一
秋田市第58投票区	投票管理者	秋田市外旭川字神田321番地	小野 銀逸
(外旭川小)	職務代理者	秋田市外旭川字八幡田265番地	佐藤 博幸
秋田市第59投票区	投票管理者	秋田市八橋本町四丁目3番2号	三浦 雄一
(將軍野地区コミセン)	職務代理者	秋田市下新城長岡字毛無谷地194番地2	佐藤 重徳
秋田市第60投票区	投票管理者	秋田市八橋本町二丁目12番24号	片岡 一彦
(市住四ッ谷団地第一集会所)	職務代理者	秋田市外旭川字神田321番地	小野 義郎
秋田市第61投票区	投票管理者	秋田市外旭川字水口5番地の3	坂本 孝志
(笹岡公民館)	職務代理者	秋田市外旭川字家ノ前36番地	中村 文清
秋田市第62投票区	投票管理者	秋田市港北松野町5番34号	奈良 登
(飯島地区コミセン)	職務代理者	秋田市上新城中字片野32番地の1	永田 博
秋田市第63投票区	投票管理者	秋田市飯島字堀川23番地	保坂 徳勝
(飯島小)	職務代理者	秋田市飯島川端三丁目9番41号	中島 誠
秋田市第64投票区	投票管理者	秋田市下新城中野字街道端西241番地の189	千葉 秀男
(北部公民館)	職務代理者	秋田市金足大清字大清水台113番地4	安田 忠市
秋田市第65投票区	投票管理者	秋田市下新城笠岡字笠岡292番地の1	長谷川 重次郎
(下新城地域センター)	職務代理者	秋田市土崎港東四丁目4番46号	佐藤 美樹
秋田市第66投票区	投票管理者	秋田市下新城小友字沖ノ窪28番地1	柴田 新蔵
(下新城堰根公民館)	職務代理者	秋田市下新城岩城字下向114番地	須田 亨

秋 田 市 第 67 投 票 区 (上新城地域センター)	投票管理者	秋田市上新城湯ノ里字家ノ前28番地	熊 谷 昭 男
	職務代理者	秋田市上新城小又字脇野田36番地の1	佐 藤 徳 司
秋 田 市 第 68 投 票 区 (上新城道川公民館)	投票管理者	秋田市上新城道川字愛染27番地	大 淵 道 雄
	職務代理者	秋田市上新城保多野字家合83番地	三 浦 吉 壽
秋 田 市 第 69 投 票 区 (上新城小又公民館)	投票管理者	秋田市上新城小又字寄合田1番地の1	佐 藤 久 一
	職務代理者	秋田市飯島長野中町7番19-11号	佐 藤 弘
秋 田 市 第 70 投 票 区 (金 足 農 高)	投票管理者	秋田市金足追分字海老穴70番地	村 井 信 洋
	職務代理者	秋田市飯島鼠田三丁目8番24号	奈 良 孝 一
秋 田 市 第 71 投 票 区 (金 足 西 小)	投票管理者	秋田市金足大清水字大清水台96番地	水 澤 勤
	職務代理者	秋田市金足小泉字上前15番地	奈 良 正右衛門
秋 田 市 第 72 投 票 区 (金足地区集会所)	投票管理者	秋田市金足高岡字高岡古館15番地	堀 重 一
	職務代理者	秋田市金足高岡字稻荷林150番地	斉 藤 忠 一
秋 田 市 第 73 投 票 区 (金足東幼稚園)	投票管理者	秋田市金足片田字深田56番地	千 浦 隆
	職務代理者	秋田市土崎港相染字中谷内9番地41	堀 祐 樹
秋 田 市 第 74 投 票 区 (東 部 公 民 館)	投票管理者	秋田市新屋大川町39番9号	赤 川 衛
	職務代理者	秋田市広面字屋敷田7番地の2	石 川 宏 樹
秋 田 市 第 75 投 票 区 (泉 中)	投票管理者	秋田市寺内焼山3番地31号	村 上 實
	職務代理者	秋田市外旭川字山崎3番1号	清 水 幸 代
秋 田 市 第 76 投 票 区 (勝平地区コミセン)	投票管理者	秋田市新屋大川町12番23号	成 田 忠 三
	職務代理者	秋田市下新城中野字街道端西89番地98	伊 藤 武 士
秋 田 市 第 77 投 票 区 (南浜共同作業所)	投票管理者	秋田市山王六丁目23番9号	高 橋 寛 彰
	職務代理者	秋田市八橋本町三丁目11番12号	堀 正 悦
秋 田 市 第 78 投 票 区 (秋 田 市 役 所)	投票管理者	秋田市八橋本町四丁目2番2号	菅 原 真
	職務代理者	秋田市八橋本町三丁目3番13号	山 田 裕 之
秋 田 市 第 79 投 票 区 (大 住 児 童 館)	投票管理者	秋田市牛島西二丁目6番18号	高 橋 征 一
	職務代理者	秋田市牛島東五丁目7番41号	松 橋 弘 明
秋 田 市 第 80 投 票 区	投票管理者	秋田市御野場五丁目7番7号	神 谷 薫

(南地区コミセン)	職務代理者	秋田市御野場六丁目3番12号	植 村 和 夫
秋田市第81投票区	投票管理者	秋田市金足岩瀬字後田37番地	小 野 金 孝
(金足岩瀬公民館)	職務代理者	秋田市金足片田字深田55番地	谷 口 満
秋田市第82投票区	投票管理者	秋田市金足黒川字黒川226番地	三 浦 正 成
(金足黒川公民館)	職務代理者	秋田市金足黒川字黒川253番地	旭 茂 喬
秋田市第83投票区	投票管理者	秋田市横森三丁目6番22号	斎 藤 幹 英
(城 東 中)	職務代理者	秋田市蛇野18番地2	貝 沼 茂
秋田市第84投票区	投票管理者	秋田市桜一丁目8番44号	福 士 啓 三
(桜 小)	職務代理者	秋田市桜一丁目5番6号	佐 藤 隆 幸
秋田市第85投票区	投票管理者	秋田市将軍野桂町35番4号	加 賀 谷 晃
(外旭川地区コミセン)	職務代理者	秋田市土崎港中央三丁目5番27号	浜 田 宏
秋田市第86投票区	投票管理者	秋田市御所野元町二丁目2番8号	矢 田 部 幸 三
(御 所 野 小)	職務代理者	秋田市八橋イサノ一丁目2番1号	糟 谷 叙 裕
秋田市第87投票区	投票管理者	秋田市飯島新町二丁目18番6号	石 塚 實
(飯 島 南 小)	職務代理者	秋田市飯島飯田一丁目3番55号	保 坂 重 己
秋田市第88投票区	投票管理者	秋田市仁井田字大野199番地の3	相 場 廣
(御 野 場 中)	職務代理者	秋田市仁井田新田三丁目1番2号	池 田 伸 次
秋田市第89投票区	投票管理者	秋田市泉南一丁目14番27号	佐 藤 光 男
(ウェルビューいずみ)	職務代理者	秋田市土崎港北三丁目14番24号	永 田 智
秋田市第90投票区	投票管理者	秋田市河辺岩見字鶴養前田面51番地	佐 藤 重 雄
(鶴 養 公 民 館)	職務代理者	秋田市河辺岩見字二階淵148番地	石 塚 一 太 郎
秋田市第91投票区	投票管理者	秋田市河辺岩見字下小平岱75番地23	佐 々 木 忠 雄
(新 川 公 民 館)	職務代理者	秋田市河辺岩見字東76番地	石 塚 正 久
秋田市第92投票区	投票管理者	秋田市河辺三内字道山97番地	加 賀 屋 和 男
(岩見三内コミセン)	職務代理者	秋田市河辺三内字三内段74番地1	佐 藤 憲 一
秋田市第93投票区	投票管理者	秋田市河辺三内字丸舞口39番地	鈴 木 一 夫
(砂 子 淵 公 民 館)	職務代理者	秋田市河辺岩見字杉沢台下6番地	石 塚 稔



秋 田 市 第 94 投 票 区 (萱森生活改善センター)	投票管理者	秋田市河辺岩見字萱森留見瀬43番地	戸 井 田 喜 美 雄
	職務代理者	秋田市河辺三内字繋沢前田面39番地	二 木 文 隆
秋 田 市 第 95 投 票 区 (田 尻 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺三内字曾場台59番地 1	高 橋 義 見
	職務代理者	秋田市河辺三内字田尻下野田28番地 1	田 口 勝 広
秋 田 市 第 96 投 票 区 (赤平ふれあい館)	投票管理者	秋田市河辺赤平字境田117番地	佐々木 豊 志
	職務代理者	秋田市河辺和田字宮崎71番地	石 澤 盛 一
秋 田 市 第 97 投 票 区 (神 内 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺神内字坂ノ下58番地	鶴 田 鉅
	職務代理者	秋田市河辺戸島字本町82番地 2	池 田 誠
秋 田 市 第 98 投 票 区 (下 諸 井 児 童 館)	投票管理者	秋田市河辺諸井字山根47番地	長 谷 部 正
	職務代理者	秋田市河辺諸井字上諸井22番地	高 橋 孝 一
秋 田 市 第 99 投 票 区 (三町内会公民館)	投票管理者	秋田市河辺和田字宮崎71番地	石 澤 金 雄
	職務代理者	秋田市河辺和田字坂本北325番地	熊 谷 直 正
秋 田 市 第 100 投 票 区 (式 田 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺和田字式田82番地 2	石 井 繁 男
	職務代理者	秋田市河辺戸島字本町131番地 2	鈴 木 仁
秋 田 市 第 101 投 票 区 (河 辺 総 合 福 祉 交 流 セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市河辺和田字和田121番地 2	佐々木 義 太 郎
	職務代理者	秋田市河辺和田字下夕川原12番地 3	金 次 男
秋 田 市 第 102 投 票 区 (黒沼多目的共同利用施設)	投票管理者	秋田市河辺北野田高屋字滝沢52番地 2	藤 島 英 治
	職務代理者	秋田市河辺北野田高屋字上前田表64番地 1	金 美 智 彦
秋 田 市 第 103 投 票 区 (戸島ふるさとセンター)	投票管理者	秋田市河辺戸島字本町35番地 3	三 浦 昇
	職務代理者	秋田市河辺戸島字本町59番地	佐々木 清 喜
秋 田 市 第 104 投 票 区 (畑 谷 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺畑谷字中村55番地	尾 形 秀 金
	職務代理者	秋田市河辺松測字松測 3 番地	伊 藤 秀 和
秋 田 市 第 105 投 票 区 (雄和基幹集落センター)	投票管理者	秋田市雄和新波字樋口26番地 3	佐々木 稔
	職務代理者	秋田市雄和向野字前開39番地 2	浅 野 進
秋 田 市 第 106 投 票 区 (神ヶ村自治会館)	投票管理者	秋田市雄和神ヶ村字上開183番地	福 原 昭 夫
	職務代理者	秋田市雄和繋字宿20番地 1	齊 藤 善 高
秋 田 市 第 107 投 票 区	投票管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字二古沢41番地 1	工 藤 鐵 男

(萱ヶ沢自治会館)	職務代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢37番地	佐々木 俊 郎
秋田市第108投票区	投票管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字土場30番地	工 藤 金 也
(中ノ沢自治会館)	職務代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢39番地1	京 極 進
秋田市第109投票区	投票管理者	秋田市雄和左手子字清水下134番地	嘉 藤 俊 一
(左手子交流センター)	職務代理者	秋田市雄和種沢字宮ノ前134番地	佐 藤 勇 悦
秋田市第110投票区	投票管理者	秋田市雄和種沢字山王堂84番地1	鈴 木 静 夫
(種沢自治会館)	職務代理者	秋田市雄和種沢字山王堂143番地2	加 藤 志 美 雄
秋田市第111投票区	投票管理者	秋田市雄和平尾鳥字西野61番地	佐 藤 國 雄
(平尾鳥自治会館)	職務代理者	秋田市雄和種沢字山王堂93番地	加 藤 幹 雄
秋田市第112投票区	投票管理者	秋田市雄和女米木字猫沢71番地	京 極 幸 也
(女米木自治会館)	職務代理者	秋田市雄和相川字高野147番地5	皆 川 公
秋田市第113投票区	投票管理者	秋田市雄和戸賀沢字片田102番地3	佐々木 一 範
(戸賀沢児童館)	職務代理者	秋田市雄和戸賀沢字御江田8番地	珍 田 澄 夫
秋田市第114投票区	投票管理者	秋田市雄和相川字銅屋283番地4	金 千代司
(相川コミセン)	職務代理者	秋田市雄和相川字銅屋309番地	伊 藤 洋 文
秋田市第115投票区	投票管理者	秋田市雄和相川字高野109番地1	長谷部 久 夫
(高野生活改善センター)	職務代理者	秋田市雄和相川字高野204番地2	今 川 清 宣
秋田市第116投票区	投票管理者	秋田市雄和平沢字金沢164番地	大 守 テイ子
(雄和農村環境改善センター)	職務代理者	秋田市雄和平沢字袖又11番地内	佐 藤 久 一
秋田市第117投票区	投票管理者	秋田市雄和椿川字鹿野戸121番地	佐 藤 盛 徳
(長者やま荘)	職務代理者	秋田市牛島南二丁目8番22号	安 藤 一 夫
秋田市第118投票区	投票管理者	秋田市雄和椿川字関田107番地	佐 藤 一 雄
(安養寺児童館)	職務代理者	秋田市雄和石田字前田44番地	佐 藤 善 衛
秋田市第119投票区	投票管理者	秋田市雄和田草川字本田127番地4	藤 原 誠 一 郎
(本田自治会館)	職務代理者	秋田市雄和田草川字本田120番地	佐 藤 勇 一
秋田市第120投票区	投票管理者	秋田市雄和芝野新田字中台110番地	斉 藤 忠 男
(芝野自治会館)	職務代理者	秋田市雄和芝野新田字中台65番地1	丸 山 春 男

秋 田 市 第 121 投 票 区  (下黒瀬自治会館)	投票管理者	秋田市雄和下黒瀬字町屋敷103番地	佐 藤 常 雄
	職務代理者	秋田市雄和下黒瀬字湯野目178番地1	菊 地 義 寿

**秋市選管告示第84号**

平成17年6月19日執行の秋田市長選挙における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、次のとおり定めたので同法第41条第1項の規定により告示する。

平成17年6月12日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 隆 一  
投 票 所 一 覧

投票区	投票所名	住 所
1	八橋地区コミュニティセンター	八橋本町五丁目2番27号
2	市立保戸野小学校	保戸野すわ町9番60号
3	県立秋田北高等学校	千秋中島町8番1号
4	市立八橋小学校	八橋大沼町7番1号
5	旭北地区コミュニティセンター	大町四丁目4番15号
6	市立旭南小学校	旭南一丁目15番1号
7	市立川尻小学校	川尻みよし町8番31号
8	秋田経済法科大学附属幼稚園	茨島四丁目1番20号
9	南部公民館	牛島東六丁目4番5号
10	牛島児童館	牛島東一丁目2番7号
11	市立秋田南中学校	南通宮田15番1号
12	榎山地区コミュニティセンター	榎山南中町1番9号
13	市立東小学校	東通二丁目11番1号
14	市立中通小学校	中通五丁目8番22号
15	秋田県立衛生看護学院	千秋久保田町6番10号
16	市立秋田東中学校	手形休下町10番51号
17	広面児童館	広面字蟹沢29番地
18	市立旭川小学校	手形字才ノ浜63番地
19	泉公民館	泉三嶽根1番6号

20	添川地域交流センター	添川字添川103番地
21	杉の木園	山内字上台15番地2
22	太平八田公民館	太平八田字八田225番地の5
23	太平地域センター	太平目長崎字沼田42番地
24	市立太平中学校	太平中関字平形46番地
25	太平館越町内会館	太平黒沢字砂子沢2番地1
26	市立山谷小学校	太平山谷字中山谷143番地
27	こまどり幼稚園	横森五丁目1番29号
28	下北手地域センター	下北手柳館字前田面133番地の1
29	下北手宝川公民館	下北手宝川字堂ヶ下105番地
30	上北手地域センター	上北手猿田字四ツ小屋29番地の1
31	上北手大戸公民館	上北手大戸字大戸55番地
32	上北手古野公民館	上北手古野字脇ノ田40番地
33	秋田県農業協同組合教育研修所	仁井田字小中島185番地2
34	市立仁井田小学校	仁井田本町四丁目7番1号
35	四ツ小屋駅前公民館	四ツ小屋小阿地字柳林33番地3
36	四ツ小屋幼稚園	四ツ小屋字城下当場2番地の3
37	勝平児童館	新屋松美町6番1号
38	西部公民館	新屋元町15番14号
39	市立秋田西中学校	新屋大川町19番75号
40	新屋支所	新屋扇町12番35号
41	浜田内浜田会館	浜田字館ノ丸43番地の7
42	浜田地区コミュニティセンター	浜田字自在山88番地6
43	豊岩石田坂公民館	豊岩石田坂字碓11番地の1
44	豊岩地域センター	豊岩豊巻字内縄尻224番地1

45	豊岩小山公民館	豊岩小山字神田4番地の1
46	下浜桂根公民館	下浜桂根字境川173番地
47	下浜長浜公民館	下浜長浜字荒郷屋77番地
48	下浜羽川公民館	下浜羽川字二十町79番地
49	下浜名ヶ沢公民館	下浜名ヶ沢字浦田123番地
50	市立八田小学校	下浜八田字餅田42番地
51	土崎支所	土崎港西三丁目10番25号
52	市立土崎小学校	土崎港中央三丁目1番78号
53	市立港北小学校	土崎港北四丁目6番1号
54	県立聾学校	土崎港北二丁目17番70号
55	市立土崎南小学校	土崎港東一丁目6番39号
56	市立将軍野中学校	将軍野南一丁目12番1号
57	市立寺内小学校	寺内堂ノ沢二丁目14番1号
58	市立外旭川小学校	外旭川字梶ノ目262番地2
59	将軍野地区コミュニティセンター	将軍野南四丁目8番8号
60	市営住宅四ツ谷団地第一集会所	将軍野堰越8番
61	笹岡公民館	外旭川字家ノ前575番地
62	飯島地区コミュニティセンター	飯島松根東町5番22号
63	市立飯島小学校	飯島鼠田二丁目2番1号
64	北部公民館	下新城中野字前谷地263番地
65	下新城地域センター	下新城笠岡字堰場193番地
66	下新城堰根公民館	下新城岩城字後田16番地
67	上新城地域センター	上新城五十丁字小林88番地の5
68	上新城道川公民館	上新城道川字宮ノ下85番地
69	上新城小又公民館	上新城小又字落合7番地
70	県立金足農業高等学校	金足追分字海老穴102番地の4
71	市立金足西小学校	金足大清水字大清水台1番地

72	金足地区集会所	金足高岡字古館10番地
73	金足東幼稚園	金足片田字待入109番地
74	東部公民館	広面字釣瓶町13番地の3
75	市立泉中学校	泉北二丁目6番1号
76	勝平地区コミュニティセンター	新屋松美ガ丘東町10番10号
77	南浜共同作業所	新屋南浜町7番10号
78	秋田市役所	山王一丁目1番1号
79	大住児童館	仁井田字西潟敷33番地
80	南地区コミュニティセンター	御野場一丁目5番1号
81	金足岩瀬公民館	金足岩瀬字前山18番地の2
82	金足黒川公民館	金足黒川字黒川243番地
83	市立城東中学校	広面字鍋沼17番地
84	市立桜小学校	桜四丁目12番1号
85	外旭川地区コミュニティセンター	外旭川字四百刈76番地
86	市立御所野小学校	御所野元町五丁目1番1号
87	市立飯島南小学校	飯島西袋一丁目1番2号
88	市立御野場中学校	仁井田字中新田223番地
89	ウェルビューいずみ	泉菅野二丁目17番27号
90	鶴養公民館	河辺岩見字鶴養50番地2
91	新川公民館	河辺岩見字新川上田面10番地1
92	河辺岩見三内地区コミュニティセンター	河辺三内字外川原34番地1
93	砂子淵公民館	河辺三内字高畑内
94	萱森生活改善センター	河辺岩見字萱森39番地2
95	田尻公民館	河辺三内字田尻下野田49番地1
96	赤平ふれあい館	河辺赤平字小蟹沢14番地6
97	神内公民館	河辺神内字鶴巻21番地2
98	下諸井児童館	河辺諸井字下諸井477番地1

99	三町内会公民館	河辺和田字坂本北279番地
100	式田公民館	河辺和田字式田107番地3
101	河辺総合福祉交流センター	河辺北野田高屋字上前田表66番地1
102	黒沼多目的共同利用施設	河辺北野田高屋字神田302番地
103	河辺戸島ふるさとセンター	河辺戸島字本町93番地
104	畑谷公民館	河辺畑谷字中村59番地
105	雄和基幹集落センター	雄和新波字樋口62番地2
106	神ヶ村自治会館	雄和神ヶ村字大橋227番地1
107	萱ヶ沢自治会館	雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢92番地
108	中ノ沢自治会館	雄和萱ヶ沢字土橋45番地3
109	雄和左手子交流センター	雄和左手子字清水下43番地3
110	種沢自治会館	雄和種沢字山王堂41番地
111	平尾鳥自治会館	雄和平尾鳥字田向158番地1
112	女米木自治会館	雄和女米木字猫沢195番地
113	戸賀沢児童館	雄和戸賀沢字御江田181番地
114	相川コミュニティセンター	雄和相川字上野111番地
115	高野生活改善センター	雄和相川字高野124番地内
116	雄和農村環境改善センター	雄和妙法字上大部48番地1
117	長者やま荘	雄和椿川字長者屋敷38番地1
118	安養寺児童館	雄和椿川字関田69番地
119	本田自治会館	雄和田草川字太田34番地1
120	芝野自治会館	雄和芝野新田字中台110番地2
121	下黒瀬自治会館	雄和下黒瀬字町屋敷90番地1

**秋市選管告示第85号**

平成17年6月19日執行の秋田市長選挙における開票事務は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により選挙会場において選挙会の事務と併せて行うので、同条第2項の規定により告示する。

平成17年6月12日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 隆 一

**秋市選管告示第86号**

平成17年6月19日執行の秋田市長選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により開票事務を併せて行う選挙会の場所および日時を次のように定めたので、同法第78条の規定により告示する。

平成17年6月12日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 隆 一

- 1 場所 秋田市八橋本町六丁目12番20号  
秋田市立体育館
- 2 日時 平成17年6月19日  
午後9時15分から

**秋市選管告示第87号**

平成17年6月19日執行の秋田市長選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定において読み替えて準用する同法第39条の規定により、次のとおり定めたので同法第48条の2第3項の規定において読み替えて準用する同法第41条第1項の規定により告示する。

平成17年6月12日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 隆 一

期日前投票所名	所在地	設置する期間
秋田市選挙管理委員会	秋田市山王一丁目2番34号	平成17年6月13日から平成17年6月18日まで
秋田市土崎支所	秋田市土崎港西三丁目10番25号	平成17年6月13日から平成17年6月18日まで
秋田市新屋支所	秋田市新屋扇町12番35号	平成17年6月13日から平成17年6月18日まで
秋田駅東西連絡自由通路	秋田市榑山字長沼27番地3	平成17年6月13日から平成17年6月18日まで
秋田市河辺市民センター	秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2	平成17年6月13日から平成17年6月18日まで
秋田市岩見三内連絡所	秋田市河辺三内字外川原34番地1	平成17年6月13日から平成17年6月18日まで
秋田市雄和市民センター	秋田市雄和妙法字上大部48番地1	平成17年6月13日から平成17年6月18日まで
秋田市大正寺連絡所	秋田市雄和新波字樋口62番地2	平成17年6月13日から平成17年6月18日まで

**秋市選管告示第88号**

平成17年6月19日執行の秋田市長選挙における期日前投票管理業者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第2項の規定において読み替えて準用する同法第37条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定において読み替えて準用する同令第25条の規定により告示する。

平成17年6月12日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 隆 一

平成17年6月19日執行 秋田市長選挙  
期日前投票管理者・同職務代理者  
期日前投票所（土崎支所）

月日	期日前投票管理者	同職務代理者
	氏 名 住 所	氏 名 住 所
6月13日	奥田重直 秋田市土崎港西四丁目 8番7号	倉田教夫 秋田市泉一ノ坪4番26 号
	吉田金也 秋田市土崎港中央一丁 目20番21号	佐藤憲彦 秋田市土崎港中央二丁 目4番40号
6月14日	吉田幸雄 秋田市土崎港中央五丁 目8番17号	菅原純子 秋田市土崎港北一丁目 5番21号
	奥田重直 秋田市土崎港西四丁目 8番7号	小松健 秋田市川尻みよし町1 番41号
6月17日	吉田金也 秋田市土崎港中央一丁 目20番21号	保坂泰葉 秋田市飯島長野本町2 番13号
	吉田幸雄 秋田市土崎港中央五丁 目8番17号	倉田教夫 秋田市泉一ノ坪4番26 号

平成17年6月19日執行 秋田市長選挙  
期日前投票管理者・同職務代理者  
期日前投票所（新屋支所）

月日	期日前投票管理者	同職務代理者
	氏 名 住 所	氏 名 住 所
6月13日	塚田博 秋田市新屋比内町19番 34号	山本悦子 秋田市新屋松美ガ丘東 町1番32号
	塚田博 秋田市新屋比内町19番 34号	菊地誠 秋田市新屋元町23番14- 5号
6月15日	塚田博 秋田市新屋比内町19番 34号	船川琢也 秋田市泉北一丁目14番 6号
	塚田博 秋田市新屋比内町19番 34号	小岩淑子 秋田市仁井田本町一丁 目12番23号
6月17日	塚田博 秋田市新屋比内町19番 34号	黒崎博正 秋田市東通観音前4番 30号
	塚田博 秋田市新屋比内町19番 34号	菊地誠 秋田市新屋元町23番14- 5号

平成17年6月19日執行 秋田市長選挙  
期日前投票管理者・同職務代理者  
期日前投票所（雄和市民センター）

月日	期日前投票管理者	同職務代理者
	氏 名 住 所	氏 名 住 所
6月13日	佐藤盛徳 秋田市雄和椿川字鹿野 戸121番地	阿部公能 秋田市御野場五丁目18 番7号
	鈴木静夫 秋田市雄和種沢字山王 堂84番地1	今川智仁 秋田市雄和相川字高野 127番地
6月15日	京極幸也 秋田市雄和女米木字猫 沢71番地	今川智仁 秋田市雄和相川字高野 127番地
	長谷部久夫 秋田市雄和相川字高野 109番地1	阿部公能 秋田市御野場五丁目18 番7号
6月17日	金千代司 秋田市雄和相川字銅屋 283番地4	今川智仁 秋田市雄和相川字高野 127番地
	大守テイ子 秋田市雄和平沢字金沢 164番地	阿部公能 秋田市御野場五丁目18 番7号

平成17年6月19日執行 秋田市長選挙  
期日前投票管理者・同職務代理者  
期日前投票所（大正寺連絡所）

月日	期日前投票管理者	同職務代理者
	氏 名 住 所	氏 名 住 所
6月13日	工藤金也 秋田市雄和萱ヶ沢字土 場30番地	池田節子 秋田市雄和新波字樋口 66番地2
	佐々木稔 秋田市雄和新波字樋口 26番地3	加藤志美雄 秋田市雄和種沢字山王 堂143番地2
6月15日	加藤文雄 秋田市雄和新波字本屋 敷169番地	池田節子 秋田市雄和新波字樋口 66番地2
	福原昭夫 秋田市雄和神ヶ村字上 開183番地	加藤志美雄 秋田市雄和種沢字山王 堂143番地2
6月17日	種村金實 秋田市雄和新波字本屋 敷186番地3	加藤志美雄 秋田市雄和種沢字山王 堂143番地2
	打矢文雄 秋田市雄和萱ヶ沢字又 三郎沢4番地2	池田節子 秋田市雄和新波字樋口 66番地2

平成17年6月19日執行 秋田市長選挙  
 期日前投票管理者・同職務代理者  
 期日前投票所（河辺市民センター）

月日	期日前投票管理者	同職務代理者
	氏 名 住 所	氏 名 住 所
6月13日	佐々木 豊 志 秋田市河辺赤平字境田 117番地	石 塚 稔 秋田市河辺岩見字杉沢 台下6番地
	佐々木 義太郎 秋田市河辺和田字和田 122番地	佐 藤 喜代隆 秋田市豊岩石田坂字碓 106番地1
6月14日	鈴木 久 雄 秋田市河辺和田字式田 77番地	佐 藤 幸 子 秋田市河辺和田字岡村 201番地1
	鈴木 久 雄 秋田市河辺和田字式田 77番地	佐 藤 幸 子 秋田市河辺和田字岡村 201番地1
6月15日	鈴木 久 雄 秋田市河辺和田字式田 77番地	佐 藤 幸 子 秋田市河辺和田字岡村 201番地1
	鈴木 久 雄 秋田市河辺和田字式田 77番地	佐 藤 幸 子 秋田市河辺和田字岡村 201番地1
6月16日	藤 島 英 治 秋田市河辺北野田高屋 字滝沢52番地2	佐 藤 公 紀 秋田市河辺北野田高屋 字茱萸野28番地
	佐々木 豊 志 秋田市河辺赤平字境田 117番地	小 林 崇 史 秋田市外旭川字堂ノ前 155番地2
6月17日	佐々木 豊 志 秋田市河辺赤平字境田 117番地	小 林 崇 史 秋田市外旭川字堂ノ前 155番地2
	鈴木 久 雄 秋田市河辺和田字式田 77番地	佐 藤 幸 子 秋田市河辺和田字岡村 201番地1
6月18日	鈴木 久 雄 秋田市河辺和田字式田 77番地	佐 藤 幸 子 秋田市河辺和田字岡村 201番地1
	鈴木 久 雄 秋田市河辺和田字式田 77番地	佐 藤 幸 子 秋田市河辺和田字岡村 201番地1

平成17年6月19日執行 秋田市長選挙  
 期日前投票管理者・同職務代理者  
 期日前投票所（岩見三内連絡所）

月日	期日前投票管理者	同職務代理者
	氏 名 住 所	氏 名 住 所
6月13日	加賀屋 和 男 秋田市河辺三内字道山 97番地	田 口 一 俊 秋田市河辺三内字田尻 下野田66番地
	三 浦 昇 秋田市河辺戸島字本町 35番地3	田 口 一 俊 秋田市河辺三内字田尻 下野田66番地
6月14日	三 浦 昇 秋田市河辺戸島字本町 35番地3	田 口 一 俊 秋田市河辺三内字田尻 下野田66番地
	戸井田 敬二郎 秋田市河辺三内字留見 瀬84番地	田 口 一 俊 秋田市河辺三内字田尻 下野田66番地
6月15日	戸井田 敬二郎 秋田市河辺三内字留見 瀬84番地	田 口 一 俊 秋田市河辺三内字田尻 下野田66番地
	佐々木 忠 雄 秋田市河辺岩見字下小 平岱75番地23	田 口 一 俊 秋田市河辺三内字田尻 下野田66番地
6月16日	佐々木 忠 雄 秋田市河辺岩見字下小 平岱75番地23	田 口 一 俊 秋田市河辺三内字田尻 下野田66番地
	加賀屋 和 男 秋田市河辺三内字道山 97番地	田 口 一 俊 秋田市河辺三内字田尻 下野田66番地
6月17日	加賀屋 和 男 秋田市河辺三内字道山 97番地	田 口 一 俊 秋田市河辺三内字田尻 下野田66番地
	三 浦 昇 秋田市河辺戸島字本町 35番地3	石 塚 稔 秋田市河辺岩見字杉沢 台下6番地
6月18日	三 浦 昇 秋田市河辺戸島字本町 35番地3	石 塚 稔 秋田市河辺岩見字杉沢 台下6番地
	三 浦 昇 秋田市河辺戸島字本町 35番地3	石 塚 稔 秋田市河辺岩見字杉沢 台下6番地

平成17年6月19日執行 秋田市長選挙  
 期日前投票管理者・同職務代理者  
 期日前投票所（秋田駅東西連絡自由通路）

月日	期日前投票管理者	同職務代理者
	氏 名 住 所	氏 名 住 所
6月13日	池 田 トリ 秋田市土崎港北五丁目 1番13号	奈 良 剛 秋田市飯島松根西町6 番5号
	高 橋 キ ン 秋田市外旭川字野村51 番地5	奈 良 剛 秋田市飯島松根西町6 番5号
6月14日	高 橋 キ ン 秋田市外旭川字野村51 番地5	奈 良 剛 秋田市飯島松根西町6 番5号
	伊 藤 幸三郎 秋田市將軍野東二丁目 6番18号	奈 良 剛 秋田市飯島松根西町6 番5号
6月15日	伊 藤 幸三郎 秋田市將軍野東二丁目 6番18号	奈 良 剛 秋田市飯島松根西町6 番5号
	渡 辺 トモ子 秋田市新屋勝平町1番 47号	奈 良 剛 秋田市飯島松根西町6 番5号
6月16日	渡 辺 トモ子 秋田市新屋勝平町1番 47号	奈 良 剛 秋田市飯島松根西町6 番5号
	三 川 則 子 秋田市新屋元町21番34 号	奈 良 剛 秋田市飯島松根西町6 番5号
6月17日	三 川 則 子 秋田市新屋元町21番34 号	奈 良 剛 秋田市飯島松根西町6 番5号
	赤根谷 光 昭 秋田市新屋大川町6番 8号	奈 良 剛 秋田市飯島松根西町6 番5号
6月18日	赤根谷 光 昭 秋田市新屋大川町6番 8号	奈 良 剛 秋田市飯島松根西町6 番5号
	赤根谷 光 昭 秋田市新屋大川町6番 8号	奈 良 剛 秋田市飯島松根西町6 番5号

平成17年6月19日執行 秋田市長選挙  
 期日前投票管理者・同職務代理者  
 期日前投票所（秋田市選挙管理委員会）

月日	期日前投票管理者	同職務代理者
	氏 名 住 所	氏 名 住 所
6月13日	小 山 良 子 秋田市保戸野桜町15番 22号	中 川 勉 秋田市將軍野南二丁目 5番51号
	長谷川 瑞 子 秋田市飯島穀丁6番3 号	中 川 勉 秋田市將軍野南二丁目 5番51号
6月14日	長谷川 瑞 子 秋田市飯島穀丁6番3 号	中 川 勉 秋田市將軍野南二丁目 5番51号
	松 野 順 子 秋田市外旭川八柳一丁 目9番13号	中 川 勉 秋田市將軍野南二丁目 5番51号
6月15日	松 野 順 子 秋田市外旭川八柳一丁 目9番13号	中 川 勉 秋田市將軍野南二丁目 5番51号
	佐 藤 信 利 秋田市土崎港南三丁目 9番32号	中 川 勉 秋田市將軍野南二丁目 5番51号
6月16日	佐 藤 信 利 秋田市土崎港南三丁目 9番32号	中 川 勉 秋田市將軍野南二丁目 5番51号
	齋 藤 啓 子 秋田市川尻みよし町14 番30号	中 川 勉 秋田市將軍野南二丁目 5番51号
6月17日	齋 藤 啓 子 秋田市川尻みよし町14 番30号	中 川 勉 秋田市將軍野南二丁目 5番51号
	越後屋 恭 子 秋田市八橋田五郎一丁 目8番10号	中 川 勉 秋田市將軍野南二丁目 5番51号
6月18日	越後屋 恭 子 秋田市八橋田五郎一丁 目8番10号	中 川 勉 秋田市將軍野南二丁目 5番51号
	越後屋 恭 子 秋田市八橋田五郎一丁 目8番10号	中 川 勉 秋田市將軍野南二丁目 5番51号

秋市選管告示第89号

平成17年6月19日執行の秋田市長選挙における投票管理者を次のように変更選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

平成17年6月17日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 隆 一

第88投票区（秋田市立御野場中学校）  
新 秋田市仁井田字大野182番地の5 尾 川 文 朗  
旧 秋田市仁井田字大野199番地の3 相 場 廣

秋市選管告示第90号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次の者を本市の選挙人名簿から抹消したので告示する。

平成17年6月19日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 隆 一

抹消した者の氏名等 別紙（省略）のとおり

秋市選管告示第91号

平成17年6月19日執行の秋田市長選挙において、当選した者の住所および氏名は次のとおりであるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第101条の3第2項の規定により告示する。

平成17年6月20日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 隆 一

秋田市保戸野八丁2番20号 佐 竹 敬 久

農 委 告 示

秋田市農委告示第7号

平成17年6月17日午後2時秋田市正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成17年6月10日

秋田市農業委員会会長 柏 谷 健 作

- 1 案件 秋田市浜田字元中村280番地29 社会福祉法人新成会理事 川口律子の農地法第5条の規定による許可申請に関する件 外17件

監 査 委 告 示

秋田市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所ならびに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示する。

平成17年6月22日

秋田市監査委員 菊 谷 明  
秋田市監査委員 高 井 宏 司  
秋田市監査委員 鈴 木 忠 夫  
秋田市監査委員 三 浦 清

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所  
秋田県秋田市泉中央一丁目7番24号  
河 野 隆 治  
宮城県多賀城市中央二丁目23番3-301号  
岩 瀬 高 志  
岩手県盛岡市北夕顔瀬町8番22号  
谷 藤 雅 俊

- 宮城県仙台市宮城野区鶴ヶ谷東二丁目1番5-2号  
今 江 光 彦  
宮城県岩沼市桜三丁目13番8号  
濱 田 輝 明  
宮城県仙台市泉区泉中央一丁目28番地の1 マーブルシャトー  
泉中央602  
田 高 禎 治  
岩手県盛岡市愛宕町11番9号  
木 村 大 輔  
宮城県仙台市若林区南石切町7番地 ヴィラ針惣102  
岸 井 慎 一  
宮城県仙台市青葉区愛子中央一丁目7番13-601号  
宮 原 祐 一  
岩手県盛岡市本町通二丁目7番1-308号  
池 田 孝 司  
宮城県仙台市青葉区堤町一丁目8番76号 ASCourtI-101  
竹 田 正 幸  
埼玉県所沢市大字久米2087番地の11  
岩 崎 力 也
- 2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間  
平成17年7月1日から平成18年3月31日まで

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第19号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1項第2号の規定により告示する。

平成17年6月1日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所在地	廃止年月日
有限会社足利 施設工業所	足利 幸也	秋田市山王新町4 番32号	平成17年 5月31日

秋田市上下水道局告示第20号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成17年6月6日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

- 1 指定排水設備工事業者

指定工事業者	代表者	所在地
岡 村 設 備	熊谷 秀晴	秋田市河辺和田字岡村177 番地6
有限会社あっと ほーむたかはし	高橋 文夫	秋田市御所野元町七丁目13 番2号

- 2 指定期間

平成17年6月6日から平成20年6月5日まで



秋田市上下水道局告示第21号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成17年6月6日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
スキタ水道	薄田 廣昭	秋田市濁川字家ノ前45番地12

2 指定期間

平成17年6月6日から平成20年6月5日まで

秋田市上下水道局告示第22号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1項第2号の規定により告示する。

平成17年6月6日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

指定給水装置工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所在地	廃止年月日
㈱ エム・システム	藤本 誠	秋田市泉北二丁目8番18号	平成17年6月2日

秋田市上下水道局告示第23号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1項第2号の規定により告示する。

平成17年6月6日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

指定給水装置工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所在地	廃止年月日
株式会社 東信興	遠山美佐子	秋田市飯島字家ノ下11番地7	平成17年6月2日

秋田市上下水道局告示第24号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の休止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1項第2号の規定により告示する。

平成17年6月13日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

指定給水装置工事業者の休止

指定工事業者	代表者	所在地	休止年月日
株式会社 サンケン住宅	大友 幸作	仙台市青葉区上愛子字松原25番地9	平成17年6月3日

秋田市上下水道局告示第25号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1項第2号の規定により告示する。

号）第8条の3第1項第2号の規定により告示する。

平成17年6月21日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

指定給水装置工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所在地	廃止年月日
有限会社 鈴木設備	鈴木 末治	山本郡峰浜村沼田字ホンコ谷地124番地の1	平成17年6月17日

秋田市上下水道局告示第26号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成17年6月22日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
有限会社 飯島土建	飯島美智義	秋田市土崎港中央五丁目4番17号

2 指定期間

平成17年6月22日から平成20年6月26日まで

秋田市上下水道局告示第27号

次の区域の公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示し、関係図面を一般の縦覧に供する。

平成17年6月23日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

- 公共下水道の供用および下水の処理を開始する年月日  
平成17年7月8日
- 下水を排除する区域および下水の処理を開始する区域  
仁井田新田一丁目、榎山太田町、榎山字榎山、仁井田本町二丁目、上北手大戸字大戸、横森三丁目、四ツ小屋字笹葉、四ツ小屋字城下当場、四ツ小屋字御野場、金足下刈字北野、新屋松美が丘南町および広面字家ノ下の各一部
- 供用を開始しようとする排水施設的位置  
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 公共下水道の供用および下水の処理を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式
- 終末処理場の位置および名称  
秋田市向浜二丁目3番1号  
秋田湾・雄物川流域下水道秋田臨海処理センター
- 関係図面の縦覧場所  
秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局お客様センター
- 縦覧の期間  
平成17年6月24日から7月7日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。
- 縦覧の時間  
午前8時30分から午後5時15分まで

# 選挙長告示

## 選挙長告示第1号

平成17年6月19日執行の秋田市長選挙における選挙長の事務を行う場所を、公職選挙法執行規程（昭和34年秋選管告示第2号）第4条の2の規定により次のとおり告示する。

平成17年6月12日

秋田市長選挙  
選挙長 古 谷 隆 一

平成17年6月12日

秋田市山王一丁目2番34号 秋田市選挙管理委員会

## 選挙長告示第2号

平成17年6月19日執行の秋田市長選挙における選挙会の選挙立会人となるべき者のくじを行う場所および日時を、公職選挙法

（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により、次のように定めたので告示する。

平成17年6月12日

秋田市長選挙  
選挙長 古 谷 隆 一

- 1 場所 秋田市山王一丁目2番34号  
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 平成17年6月16日  
午後5時30分から

## 選挙長告示第3号

平成17年6月19日執行の秋田市長選挙につき次のとおり候補者の届出があったので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4第11項の規定により告示する。

平成17年6月12日

秋田市長選挙  
選挙長 古 谷 隆 一

### 秋田市長選挙候補者

受付 番号	届 出 年月日	候補者の氏名		性別	本 籍		生年月日	党 派 別	職 業
		届 出 の 別			住 所				
1	平成17年 6月12日	佐 竹 のりひさ (佐竹敬久)		男	秋田県仙北郡角館町表町上丁19番地5		昭和22年 11月15日	無 所 属	秋田市長
		本人届出			秋田市保戸野八丁2番20号				
2	平成17年 6月12日	さとう 純 子 (佐藤純子)		女	秋田県秋田市雄和椿川字方福97番地		昭和31年 6月27日	無 所 属	団体役員
		本人届出			秋田市雄和椿川字方福97番地				

# 公 告

## 秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成17年6月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

### 1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
  - ア 氏 名 秋田市民消費生活協同組合
  - イ 住 所 秋田県秋田市土崎港北六丁目1の30号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - ア 名 称 秋田市民消費生活協同組合 茨島店
  - イ 所 在 地 秋田県秋田市茨島四丁目19番19号
- (3) 変更しようとする事項
  - ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
駐車場の収容台数 66台（変更前280台）

### イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数

3箇所（変更前6箇所）

(4) 変更年月日 平成18年1月30日(月)

2 届出年月日 平成17年5月30日(月)

3 関係書類の縦覧場所及び期間

ア 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課

イ 縦覧期間 平成17年6月1日(水)～平成17年10月3日(月)

4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

## 秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成17年6月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

ア 株式会社マルダイ

(ア) 氏 名 株式会社マルダイ  
代表取締役 大 高 俊 平

(イ) 住 所 秋田県秋田市牛島東五丁目3番26号

イ 株式会社サンデー

(ア) 氏 名 株式会社サンデー  
代表取締役社長 和 田 正 徳

(イ) 住 所 青森県八戸市根城六丁目22番10号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ア 名 称 八橋ショッピングセンター

イ 所 在 地 秋田県秋田市八橋大道東1番6号外

(3) 変更した事項 建物設置者及び小売業者の代表者の氏名

ア 変 更 前 株式会社サンデー  
代表取締役社長 田 村 圭 三

イ 変 更 後 株式会社サンデー  
代表取締役社長 和 田 正 徳

(4) 変更年月日 平成17年5月12日(休)

(5) 変更理由 任期満了による代表取締役交代のため

2 届出年月日 平成17年5月26日(休)

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課

(2) 縦覧期間 平成17年6月1日(休)～平成17年10月3日(月)

4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に關する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成17年6月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

ア 株式会社サンデー

(ア) 氏 名 株式会社サンデー  
代表取締役社長 和 田 正 徳

(イ) 住 所 青森県八戸市根城六丁目22番10号

イ 株式会社メガネセンター

(ア) 氏 名 株式会社メガネセンター  
代表取締役 福 王 進

(イ) 住 所 宮城県仙台市泉区中央一丁目23番地の5

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ア 名 称 サンデー秋田御野場店

イ 所 在 地 秋田県秋田市仁井田本町五丁目10番1号

(3) 変更した事項 建物設置者及び小売業者の代表者の氏名

ア 変 更 前 株式会社サンデー

代表取締役社長 田 村 圭 三

イ 変 更 後 株式会社サンデー

代表取締役社長 和 田 正 徳

(4) 変更年月日 平成17年5月12日(休)

(5) 変更理由 任期満了による代表取締役交代のため

2 届出年月日 平成17年5月26日(休)

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課

(2) 縦覧期間 平成17年6月1日(休)～平成17年10月3日(月)

4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条の規定により行う麻疹、三種混合(ジフテリア、破傷風、百日せき)、風しんおよび日本脳炎の予防接種について、別表左欄に掲げる医師が同表右欄に掲げる場所で当該業務を行うので、同法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定に基づき公告する。

平成17年6月2日

秋田市長 佐 竹 敬 久

別表

接種を行う医師	予防接種を行う主たる場所
原 田 健 二	秋田市山王中園町2番16号 はらだ小児科医院

秋田市公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第35条の2第1項の規定により、平成17年5月17日付け秋田市指令第2139号で許可した開発行為に關する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成17年6月7日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市寺内蛭根三丁目1番20号

共和ホーム株式会社

代表取締役 池 田 喜代秀

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市新屋表町114番1、116番3の内、116番4の内および117番3の内

秋田市公告

秋田市民情報公開条例(平成9年秋田市条例第39号。以下「条例」という。)の平成16年度の運用状況を、条例第17条の規定に基づき、公告する。

平成17年6月8日

秋田市長 佐 竹 敬 久

実施機関	開示請求件数	決 定 の 内 容			取下げ
		開 示	一部開示	不 開 示 (うち不存在)	
市 長	103	31	24	43(37)	5
消 防	12	1	8	2( 2)	1
教育委員会	8	3	2	3( 3)	
選挙管理委員会	6		1	5( 5)	
議 会	3	1		2( 2)	
水 道 局	3		1	2( 2)	
公 平 委 員	2			2( 2)	
農 業 委 員 会	2	1		1( 1)	
交 通 局	2			2( 2)	
監 査 委 員	1			1( 1)	
固定資産評価審査委員会	1			1( 1)	
計	143	37	36	64(58)	6

**秋田市公告**

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）・河辺農業振興地域整備計画（昭和49年河辺町告示第1号）並びに雄和農業振興地域整備計画（昭和46年雄和町告示第11号）を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の案を次により縦覧に供する。

当該農用地利用計画の案に係る農用区域にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有するものは、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、平成17年7月6日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

平成17年6月8日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 農用地利用計画の案の縦覧期間  
自 平成17年6月8日  
至 平成17年7月7日
- 2 縦覧時間  
午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日を除く。
- 3 農用地利用計画の案の縦覧場所  
秋田市山王一丁目2番34号 秋田市農林部農林総務課

**秋田市公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の2第1項の規定により、平成17年5月31日付け秋田市指令第2308号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成17年6月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名  
秋田市下新城野字琵琶沼243番地の2  
中 川 兼 喜
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
秋田市下新城長岡字毛無谷地107番3、108番1、108番2、109番1および109番2

**秋田市公告**

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成17年6月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 入札に付する事項
  - (1) 業務名 広域避難標識盤面更新業務
  - (2) 業務の概要 既存の標識盤面を取り外しの上、新規デザインの盤面を作成し取り付けする。
  - (3) 履行場所 前谷地近隣公園ほか本市の指定する場所計13箇所
  - (4) 履行期間 契約締結の日から平成17年9月22日まで
- 2 入札に関する事項
  - (1) 日時 平成17年7月5日(火) 午後2時
  - (2) 場所 秋田市消防庁舎4階 応接室
  - (3) 入札保証金 免除
  - (4) 注意事項
    - ア 秋田市財務規則及び入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
    - イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
    - ウ 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
    - エ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。
- 3 入札参加に必要な資格
  - (1) 本市に物品入札参加資格審査申請書を提出し受理されている者のうち、物品業者登録名簿（看板・旗類）に登録されている者であること。
  - (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
  - (3) 本市の指名停止期間中でないこと。
- 4 入札参加申込みに関する事項
 

入札参加希望者は、「公募型指名競争入札参加申込書」を次のとおり提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

  - (1) 受付期間 平成17年6月13日(月)から平成17年6月24日(金)までの午前9時から午後4時まで（土・日曜日は除く）
  - (2) 提出方法 持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
  - (3) 提出場所 秋田市消防庁舎4階 総務部防災対策課
  - (4) 申込書用紙は、前項で示す場所又は秋田市ホームページから入手すること。
- 5 指名に関する事項
  - (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
  - (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知によりその旨を通知する。
  - (3) 指名通知および選定結果通知については、平成17年6月28日(火)に通知する。
- 6 仕様書の閲覧に関する事項
  - (1) 閲覧期間 平成17年6月13日(月)から平成17年7月4日(月)までの午前9時から午後4時まで（土・日曜日を除く）

- (2) 仕様書を借り受ける者は、設計図書貸出票を防災対策課に提出し、確認を得てから借り受け、貸出日当日の午後4時までに返却しなければならない。
- (3) 貸出は、当該入札参加申込書を提出し、受理された者に対してのみ行う。
- (4) 閲覧・貸出場所 4(3)に同じ
- 7 契約条項を示す場所  
4(3)に同じ
- 8 その他
- (1) 申込書等の作成に係る一切の経費は、申込者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- 9 問い合わせ先  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市総務部防災対策課 電話018-866-2021(直通)

### 秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成17年6月14日

秋田市長職務代理者

秋田市助役 相 場 道 也

#### 1 入札に付する事項

- (1) 物件名  
秋田市立小中学校情報教育環境整備事業にかかる機器納入設置及び賃貸借
- (2) 物品名及び数量  
デスクトップ型パソコン250台、ノート型パソコン562台、モノクロレーザープリンタ2台、カラーレーザープリンタ1台、インクジェットプリンタ161台、イメージスキャナ40台、外付けハードディスク60台、無線アクセスポイント729台、OAデスク8台、アプリケーションソフト等(インストール含む)1式
- (3) 納入期限 平成17年7月31日(日)
- (4) 納入場所 秋田市の指定する場所

#### 2 入札に関する事項

- (1) 日時 平成17年6月29日(木) 午前10時30分～
- (2) 場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階  
秋田市教育委員会「教育委員会室」

#### 3 契約に関する事項

- (1) 契約期間 契約した日から平成23年7月31日まで
- (2) 賃貸借期間 平成17年8月1日から平成23年7月31日まで

#### 4 入札参加に必要な資格

- (1) 秋田市に本社、支店、営業所を有する者又は秋田市に個人で事業所を有する者であること。
- (2) 上記物品の納入・設置ができ、かつ、賃貸借契約をおこなえること。  
(上記物品の納入・設置のできる1の業者が、賃貸借契約の可能な1の業者からリース料率等についての覚書等を締結している場合を含む。)
- (3) 租税に滞納がないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 秋田市指名停止措置要綱第2条第1項の規定による指名停止期間中の者でないこと。

#### 5 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札参加希望者は、入札説明書等配付資料(物品の仕様書含む。)を受領し、平成17年6月24日(金)までに次に掲げる書類とその添付書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))

イ 営業経歴書(様式2(省略))

ウ 納税証明書

(ア) 消費税(税務署で「未納税額のないこと用(その3)」の発行を受けること。)

(イ) 秋田市に納めた法人市民税(個人営業の方は個人市民税)

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※納税証明書に代わって、各納付書の写し、あるいは固定資産税及び個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税登記簿謄本口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可

エ 登記簿謄本(個人営業の方は住民票)

オ 賃貸借業者との関係を示す契約(覚書等)の写し

※入札参加希望者が賃貸借できない場合は、あらかじめ、賃貸借契約の可能な業者と契約(覚書等)を締結し、リース料率の部分を伏せた写しを添付すること。

- (2) 入札説明書等配付資料受領場所 秋田市教育委員会学事課
- (3) 申込書等の提出

申込書等は、持参するものとし、郵送または電送によるものは受け付けないものとする。

- (4) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成17年6月14日(火)から平成17年6月24日(金)までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市教育委員会学事課

#### 6 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知及び選定結果の通知は、平成17年6月27日(月)午後に行う。

#### 7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 問い合わせ先

秋田市教育委員会学事課学事担当 電話018-866-2243

### 秋田市公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により、平成17年3月7日付け秋田市指令第656号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成17年6月15日

秋田市長職務代理者

秋田市助役 相 場 道 也

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市寺内蛭根一丁目15番22号  
 加藤建設株式会社  
 代表取締役 加藤 俊 介  
 2 開発区域に含まれる地域の名称  
 秋田市牛島西三丁目248番1、253番1および253番17

**秋田市公告**

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成17年 6月16日

秋田市長職務代理者  
 秋田市助役 相 場 道 也

1 入札に付する事項

- (1) 委 託 名 秋田公立美術工芸短期大学および附属高等学院  
 構内緑地管理業務委託
- (2) 委託場所 秋田公立美術工芸短期大学および附属高等学院  
 構内
- (3) 委託期間 平成17年 6月30日から平成17年11月30日まで
- (4) 入札参加要件  
 次に掲げるすべての要件を満たす者  
 ア 秋田市建設工事入札参加者資格審査要綱第5条の規定に基づき、秋田市の「建設業者等級格付名簿」に造園工事の工種で登録されていること。  
 イ 緑地管理について、過去3年以内に秋田県内の自治体での受注実績があること。  
 ウ 仕様書に記載されている業務内容を確実に履行できること。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成17年 6月29日(休) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市新屋大川町12番3号  
 秋田公立美術工芸短期大学 大会議室
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約日 平成17年 6月30日(休)
- (5) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。  
 イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
 ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申込に関する事項

- (1) 本入札に参加を希望するものは、平成17年 6月23日(休)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。  
 ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））  
 イ 営業経歴書（様式2（省略））
- (2) 申込書等の提出  
 申込書等は、持参するものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付  
 申込書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成17年 6月16日(休)から平成17年 6月23日(休)までの土曜日および日曜日・祝日を除く毎日午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市新屋大川町12番3号 秋田公立美術工芸短期大学事務局
- ウ 申請用紙 秋田公立美術工芸短期大学事務局から入手すること。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加申込者のうち、入札参加者資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果等により指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知は、平成17年 6月24日(金)に行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間 6月16日(休)から6月23日(休)までの土曜日および日曜日、祝日を除く毎日午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧場所 秋田公立美術工芸短期大学事務局

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 問い合わせ先  
 秋田公立美術工芸短期大学事務局経理担当  
 電話 018-888-8100

**秋田市公告**

市有地の公売について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

平成17年 6月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 公売土地の表示

	所 在 地	地目	地 積
(1)	秋田市飯島松根西町39番88	宅地	1,280.52 平方メートル
	秋田市飯島松根西町39番89	宅地	337.54 平方メートル
(2)	秋田市寺内蛭根一丁目85番3	宅地	3,406.63 平方メートル
	秋田市寺内蛭根一丁目390番2	宅地	2,356.16 平方メートル
	秋田市寺内蛭根一丁目390番15	宅地	398.78 平方メートル
(3)	秋田市卸町二丁目184番1	雑種地	816.46 平方メートル
(4)	秋田市広面字樋ノ沖94番1	宅地	9.26 平方メートル
	秋田市広面字樋ノ沖94番6	宅地	9.30 平方メートル
	秋田市広面字樋ノ沖94番7	宅地	420.42 平方メートル
	秋田市広面字樋ノ沖94番8	宅地	420.58 平方メートル

(5)	秋田市河辺三内字野崎35番23	宅地	433.49 平方メートル
(6)	秋田市河辺三内字野崎35番24	宅地	433.48 平方メートル
(7)	秋田市河辺三内字野崎35番25	宅地	452.48 平方メートル
(8)	秋田市河辺三内字野崎35番26	宅地	452.48 平方メートル

2 入札参加者の資格

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

3 入札の場所および日時

- (1) 場所 秋田市職員研修棟第1研修室（2階）
- (2) 入札 平成17年7月27日(火) 午前10時から  
(入札申込受付は午前9時から午前9時55分まで)
- (3) 開札 入札締切後直ちに開札

4 入札心得書および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市収入役室管財課

5 入札保証金

- (1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出の小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。
- (2) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

6 入札無効に関する事項

- (1) 郵便による入札は認めないものとする。
- (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に契約を締結し、売買代金を契約締結後直ちに市の発行する納入通知書により納付しなければならない。ただし、公売土地の(2)については、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を要する財産の処分該当するため、落札の通知を受けた日から7日以内に、議会の議決を得たとき本契約として成立する旨を記載した仮契約書により仮契約を締結し、売買代金の100分の10以上に相当する契約保証金を仮契約締結後直ちに市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

8 公売土地の案内日時および場所

- (1) 秋田市飯島松根西町39番88 他1筆  
日 時 平成17年7月19日(火) 午前9時30分  
集合場所 現地
- (2) 秋田市寺内蛭根一丁目85番3 他2筆  
日 時 平成17年7月19日(火) 午前10時15分  
集合場所 現地
- (3) 秋田市卸町二丁目184番1  
日 時 平成17年7月19日(火) 午前11時  
集合場所 現地
- (4) 秋田市広面字樋ノ沖94番1 他3筆  
日 時 平成17年7月19日(火) 午前11時45分  
集合場所 現地
- (5) 秋田市河辺三内字野崎35番23  
日 時 平成17年7月19日(火) 午後1時30分  
集合場所 現地

- (6) 秋田市河辺三内字野崎35番24  
日 時 平成17年7月19日(火) 午後1時30分  
集合場所 現地
- (7) 秋田市河辺三内字野崎35番25  
日 時 平成17年7月19日(火) 午後1時30分  
集合場所 現地
- (8) 秋田市河辺三内字野崎35番26  
日 時 平成17年7月19日(火) 午後1時30分  
集合場所 現地

秋田市公告

都市緑地法（昭和48年法律第72号）第54条第2項の規定に基づき、当該緑地協定を認可したので、同法第47条第2項の規定に基づき、次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

平成17年6月20日

秋田市長 佐竹敬久

- 1 緑地協定の名称 秋田市御所野地蔵田五丁目C地区緑地協定
- 2 緑地協定区域

秋田市御所野地蔵田五丁目18番1から18番8まで  
秋田市御所野地蔵田五丁目19番1から19番14まで  
秋田市御所野地蔵田五丁目20番1から20番13まで  
秋田市御所野地蔵田五丁目21番1から21番7まで  
秋田市御所野地蔵田五丁目22番1から22番21まで  
秋田市御所野地蔵田五丁目23番1から23番23まで  
計86筆

- 3 緑地協定の縦覧場所 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市都市整備部公園課  
公園施設管理センター

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成17年3月24日付け秋田市指令第931号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成17年6月21日

秋田市長 佐竹敬久

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名  
仙台市青葉区一番町四丁目6番1号  
株式会社サンシティ  
代表取締役 小出泰啓
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
秋田市手形字中谷地10番、11番、12番および13番

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成17年度第3号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次により縦覧に供する。

平成17年6月23日

秋田市長 佐竹敬久

- 1 縦覧場所 秋田市農林部農林総務課
- 2 縦覧期間 平成17年6月24日から  
平成17年7月13日まで  
ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

**秋田市公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成16年10月18日付け秋田市指令第4689号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成17年6月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名  
秋田市飯島川端一丁目3番28号  
小 玉 重 春
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
秋田市土崎港相染町字沖谷地18番1、19番1、20番1、21番1、21番4、22番および23番

**秋田市公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成17年6月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

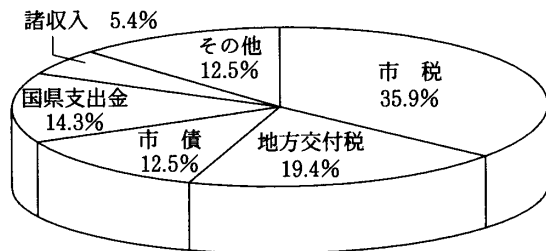
- 1 届出事項の概要
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
ア 氏 名 イオンモール株式会社  
代表取締役 川 戸 義 晴

I 平成17年度当初予算の状況

1 歳入・歳出予算の状況

(1) 一般会計

① 平成17年度当初予算（歳入）の状況



(単位：千円、%)

区 分	平成17年度		平成16年度		比較増減 (A)-(B)	増 減 率
	当初予算(A)	構 成 比	当初予算(B)	構 成 比		
市 税	42,158,338	35.9	40,445,527	35.8	1,712,811	4.2
地 方 譲 与 税	2,468,289	2.1	1,612,147	1.4	856,142	53.1
利 子 割 交 付 金	125,456	0.1	267,669	0.2	△142,213	△53.1
配 当 割 交 付 金	24,739	0.0	42,706	0.0	△17,967	△42.1
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	129	0.0	11,774	0.0	△11,645	△98.9
地 方 消 費 税 交 付 金	3,263,712	2.8	2,999,525	2.7	264,187	8.8
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	96,353	0.1	51,597	0.1	44,756	86.7
自 動 車 取 得 税 交 付 金	346,829	0.3	321,871	0.3	24,958	7.8
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	10,425	0.0	6,082	0.0	4,343	71.4
地 方 特 例 交 付 金	1,477,573	1.2	1,399,000	1.2	78,573	5.6

- イ 住 所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ア 名 称 イオン秋田ショッピングセンター  
イ 所 在 地 秋田県秋田市御所野地蔵田一丁目1番地1
- (3) 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
ア 変 更 前 別表1「小売業者一覧表」(省略)  
イ 変 更 後 別表2「小売業者一覧表」(省略)
- (4) 変更年月日 平成17年6月23日(木)
- (5) 変更理由 退店入替のため
- 2 届出年月日 平成17年6月23日(木)
- 3 関係書類の縦覧場所及び期間  
(1) 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課  
(2) 縦覧期間 平成17年6月28日(火)～平成17年10月28日(金)
- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項  
(1) 意見を述べる者の氏名及び住所  
(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称  
(3) 意見を述べる理由

**秋田市公告**

財政報告書の作成および公表に関する条例（平成7年秋田市条例第48号）第2条第1項の規定により財政報告書の公表を行うので、同条例第4条の規定に基づき次のとおり公告する。

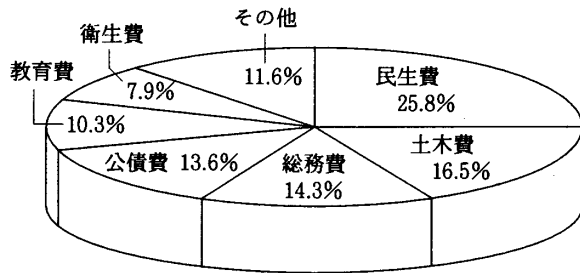
平成17年6月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久  
秋田市の財政  
平成17年6月



地 方 交 付 税	22,819,000	19.4	18,051,000	16.0	4,768,000	26.4
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	103,200	0.1	89,000	0.1	14,200	16.0
分 担 金 及 び 負 担 金	1,066,557	0.9	987,900	0.9	78,657	8.0
使 用 料 及 び 手 数 料	2,421,532	2.1	2,297,910	2.0	123,622	5.4
国 庫 支 出 金	12,940,946	11.0	13,943,169	12.4	△1,002,223	△7.2
県 支 出 金	3,856,103	3.3	2,835,769	2.5	1,020,334	36.0
財 産 収 入	613,976	0.5	562,743	0.5	51,233	9.1
寄 附 金	1	0.0	20,341	0.0	△20,340	殆減
繰 入 金	1,735,801	1.5	3,220,544	2.9	△1,484,743	△46.1
繰 越 金	898,000	0.8	700,000	0.6	198,000	28.3
諸 収 入	6,307,441	5.4	5,975,326	5.3	332,115	5.6
市 債	14,641,600	12.5	17,086,400	15.1	△2,444,800	△14.3
合 計	117,376,000	100.0	112,928,000	100.0	4,448,000	3.9

② 平成17年度当初予算（歳出）の状況（目的別）

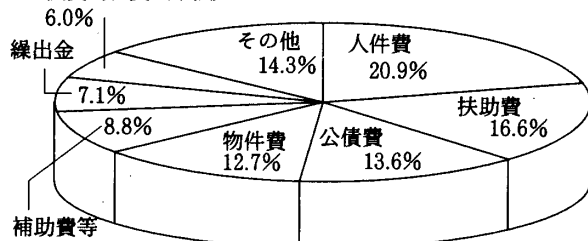


(単位：千円、%)

区 分	平成17年度		平成16年度		比較増減 (A)-(B)	増 減 率
	当初予算(A)	構 成 比	当初予算(B)	構 成 比		
議 会 費	755,654	0.6	715,273	0.6	40,381	5.6
総 務 費	16,819,260	14.3	11,464,147	10.2	5,355,113	46.7
民 生 費	30,317,334	25.8	28,056,143	24.9	2,261,191	8.1
衛 生 費	9,223,099	7.9	8,475,627	7.5	747,472	8.8
労 働 費	497,758	0.4	562,951	0.5	△65,193	△11.6
農 林 水 産 業 費	2,282,836	2.0	1,142,708	1.0	1,140,128	99.8
商 工 費	6,357,646	5.4	5,908,785	5.2	448,861	7.6
土 木 費	19,395,395	16.5	19,656,328	17.4	△260,933	△1.3
消 防 費	3,598,144	3.1	2,999,303	2.7	598,841	20.0
教 育 費	12,066,829	10.3	13,783,910	12.2	△1,717,081	△12.5
災 害 復 旧 費	5	0.0	5	0.0	0	0.0
公 債 費	15,954,288	13.6	20,036,827	17.7	△4,082,539	△20.4
諸 支 出 金	27,752	0.0	45,993	0.0	△18,241	△39.7
予 備 費	80,000	0.1	80,000	0.1	0	0.0
合 計	117,376,000	100.0	112,928,000	100.0	4,448,000	3.9

③ 平成17年度当初予算（歳出）の状況（性質別）

投資的経費（単独）



(単位：千円、%)

区 分	平成17年度		平成16年度		比較増減 (A)-(B)	増 減 率
	当初予算(A)	構 成 比	当初予算(B)	構 成 比		
人 件 費	24,491,595	20.9	21,740,593	19.3	2,751,002	12.7
物 件 費	14,911,398	12.7	14,136,761	12.5	774,637	5.5
維 持 補 修 費	966,488	0.8	1,151,071	1.0	△184,583	△16.0
扶 助 費	19,523,909	16.6	18,372,821	16.3	1,151,088	6.3
補 助 費 等	10,303,943	8.8	9,825,630	8.7	478,313	4.9
消 費 的 経 費 計	70,197,333	59.8	65,226,876	57.8	4,970,457	7.6
補 助 事 業	3,044,629	2.6	5,064,638	4.5	△2,020,009	△39.9
単 独 事 業	6,977,561	6.0	7,238,357	6.4	△260,796	△3.6
県 営 事 業 負 担 金	1,308,467	1.1	1,054,260	0.9	254,207	24.1
災 害 復 旧 事 業	5	0.0	5	0.0	0	0.0
投 資 的 経 費 計	11,330,662	9.7	13,357,260	11.8	△2,026,598	△15.2
公 債 費	15,952,288	13.6	20,034,827	17.7	△4,082,539	△20.4
積 立 金	4,862,173	4.1	844,612	0.8	4,017,561	475.7
投 資 及 び 出 資 金	1,355,429	1.2	1,137,031	1.0	218,398	19.2
貸 付 金	5,310,185	4.5	5,120,922	4.5	189,263	3.7
繰 出 金	8,367,930	7.1	7,206,472	6.4	1,161,458	16.1
合 計	117,376,000	100.0	112,928,000	100.0	4,448,000	3.9

(2) 特別会計

(単位：千円、%)

会 計	平成17年度 当初予算(A)	平成16年度 当初予算(B)	比較増減 (A)-(B)	増 減 率
土 地 区 画 整 理 会 計	1,575,891	1,157,882	418,009	36.1
市 有 林 会 計	181,143	177,972	3,171	1.8
市 営 墓 地 会 計	47,583	40,480	7,103	17.5
中 央 卸 売 市 場 会 計	654,830	669,282	△14,452	△2.2
農 業 集 落 排 水 会 計	1,569,579	479,009	1,090,570	227.7
大 森 山 動 物 園 会 計	415,354	413,372	1,982	0.5
廃 棄 物 発 電 会 計	127,338	130,237	△2,899	△2.2
国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	26,278,753	22,533,871	3,744,882	16.6
老 人 保 健 医 療 事 業 会 計	31,274,341	27,288,033	3,986,308	14.6
母 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 会 計	98,388	91,970	6,418	7.0
介 護 保 険 事 業 会 計	15,699,403	15,082,277	617,126	4.1
合 計	77,922,603	68,064,385	9,858,218	14.5

2 住民負担の状況

平成17年度当初予算における住民負担の状況

(単位：円、%)

区 分	平成17年度(A)		平成16年度(B)		比較増減 (A)-(B)
	一人当たり 負担額	構 成 比	一人当たり 負担額	構 成 比	
市 民 税	49,817	39.1	51,861	40.1	△2,044
個 人	35,094	27.5	36,133	27.9	△1,039
法 人	14,723	11.6	15,728	12.2	△1,005
固 定 資 産 税	66,045	51.8	65,893	50.9	152
固 定 資 産 税	65,155	51.1	65,146	50.3	9
国 有 資 産 等 所 在 市 交 付 金	890	0.7	747	0.6	143
軽 自 動 車 税	1,216	0.9	1,133	0.9	83
市 た ば こ 税	6,450	5.1	6,338	4.9	112
鉦 産 税	20	0.0	23	0.0	△3
特 別 土 地 保 有 税	3	0.0	0	0.0	3
入 湯 税	41	0.0	33	0.0	8
事 業 所 税	3,921	3.1	4,127	3.2	△206
合 計	127,513	100.0	129,408	100.0	△1,895

3 公営事業の概況

平成17年度秋田市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成17年度秋田市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 病 床 数 468床
- (2) 年 間 患 者 数
  - 入 院 149,650人
  - 外 来 356,712人
- (3) 一日平均患者数
  - 入 院 410人
  - 外 来 1,336人
- (4) 主要な建設改良事業
  - B C R系統空調設備整備 一式
  - 医療機械購入 13品目

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	9,209,289千円
第1項 医業収益	8,242,183千円
第2項 医業外収益	967,105千円
第3項 特別利益	1千円
支 出	
第1款 病院事業費用	9,185,644千円
第1項 医業費用	8,769,886千円
第2項 医業外費用	385,128千円
第3項 特別損失	28,630千円
第4項 予備費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額408,185千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額590千円及び過年度分損益勘定留保資金407,595千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	609,036千円
第1項 企業債	381,300千円
第2項 出資金	227,736千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,017,221千円
第1項 建設改良費	413,133千円
第2項 企業債償還金	604,088千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費
限度額	381,300千円
起債の方法	証書借入
利率	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
償還の方法	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。た

し財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 4,649,665千円
- (2) 交際費 500千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、161,126千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,585,000千円と定める。

平成17年度秋田市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成17年度秋田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	(上水道)	(簡易水道)	(計)
(1) 給水戸数	139,390	4,280	143,670
	戸	戸	戸
(2) 年間総配水量	41,237,686	1,313,167	42,550,853
	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
(3) 一日平均配水量	112,980	3,597	116,577
	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>

(4) 主要な建設改良事業

- (イ) 配水管整備工事
  - 配水管布設 12,355m
  - 配水管布設替 16,001m
- (ロ) 新都市水道整備工事
  - 配水管布設 1,080m
- (ハ) 施設改良工事
  - 配水管布設 1,023m
  - 配水管布設替 565m
  - 仁井田・豊岩浄水場施設整備 一式
- (ニ) 岩見三内地区統合簡易水道工事
  - 配水管布設 10,000m

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 上水道事業収益	7,640,516千円
第1項 営業収益	7,510,174千円
第2項 営業外収益	130,332千円
第3項 特別利益	10千円
第2款 簡易水道事業収益	363,520千円
第1項 営業収益	277,255千円
第2項 営業外収益	86,265千円
収 入 合 計	8,004,036千円
支 出	
第1款 上水道事業費用	7,474,931千円

第1項 営業費用	6,088,855千円
第2項 営業外費用	1,372,944千円
第3項 特別損失	11,332千円
第4項 予備費	1,800千円
第2款 簡易水道事業費用	401,559千円
第1項 営業費用	276,374千円
第2項 営業外費用	124,464千円
第3項 特別損失	114千円
第4項 予備費	607千円
支出合計	7,876,490千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,468,494千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額70,832千円、減債積立金196,745千円、過年度分損益勘定留保資金509,142千円、当年度分損益勘定留保資金1,691,775千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 上水道資本的収入	1,780,979千円
第1項 企業債	1,100,900千円
第2項 出資金	79,809千円
第3項 補助金	206,018千円
第4項 固定資産売却代金	10千円
第5項 負担金及び寄附金	394,242千円
第2款 簡易水道資本的収入	419,742千円
第1項 企業債	184,500千円
第2項 出資金	93,546千円
第3項 補助金	135,000千円
第4項 負担金及び寄附金	6,696千円
収入合計	2,200,721千円
支 出	
第1款 上水道資本的支出	4,154,882千円
第1項 建設改良費	2,050,911千円
第2項 企業債償還金	2,103,971千円
第2款 簡易水道資本的支出	514,333千円
第1項 建設改良費	364,558千円
第2項 企業債償還金	149,775千円
支出合計	4,669,215千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
老朽給水管解消に係る資金融資あっせん利子補給	平成17年度から平成22年度まで	336千円
水道事業変更認可申請書及び水道事業基本計画作成業務委託	平成17年度から平成18年度まで	34,600千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費
限度額	1,285,400千円
起債の方法	証書借入
利率	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後において

は、当該見直し後の利率)

償還の方法 政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	1,824,915千円
(2) 交際費	100千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、169,464千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 当年度未処分利益剰余金56,042千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金	56,042千円
-----------	----------

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

平成17年度秋田市交通事業会計予算

(総則)

第1条 平成17年度秋田市交通事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 車両数	11両
(2) 年間走行キロメートル及び輸送人員	
走行キロメートル	280,000キロメートル
輸送人員	307,000人
(3) 一日平均走行キロメートル及び輸送人員	
走行キロメートル	767キロメートル
輸送人員	841人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 自動車運送事業収益	100,157千円
第1項 営業収益	58,032千円
第2項 営業外収益	42,125千円
支 出	
第1款 自動車運送事業費用	701,034千円
第1項 営業費用	685,705千円
第2項 営業外費用	12,329千円
第3項 予備費	3,000千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	564,475千円
-----------	-----------

(2) 交 際 費 200千円  
 (他会計からの補助金)  
 第6条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、30,251千円である。

平成17年度秋田市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成17年度秋田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 排水戸数 93,937戸
- (2) 年間総処理水量 42,298,762m<sup>3</sup>
- (3) 一日平均処理水量 115,887m<sup>3</sup>
- (4) 主要な建設改良事業
  - (イ) 管渠建設
    - 管渠布設 27,531m
    - 管渠布設替 803m
  - (ロ) ポンプ場建設
    - 中島・新屋・川口他ポンプ場施設整備 一式
  - (ハ) 処理場建設
    - 八橋終末処理場施設整備 一式
  - (ニ) 特定環境保全公共下水道
    - 管渠布設 1,461m

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。  
 なお、営業外費用中支払利息及び企業債取扱諸費3,354,655千円の財源に充てるため、企業債(資本費平準化債)41,300千円を借り入れる。

収 入	
第1款 下水道事業収益	10,053,508千円
第1項 営業収益	7,470,300千円
第2項 営業外収益	2,563,593千円
第3項 特別利益	19,615千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	9,962,598千円
第1項 営業費用	6,499,828千円
第2項 営業外費用	3,450,119千円
第3項 特別損失	10,101千円
第4項 予備費	2,550千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める  
 (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,644,053千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額45,670千円、過年度分損益勘定留保資金724,160千円及び当年度分損益勘定

留保資金2,874,223千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	10,387,126千円
第1項 企業債	7,584,900千円
第2項 出資金	954,328千円
第3項 補助金	1,528,480千円
第4項 負担金	314,013千円
第5項 固定資産売却代金	5,405千円

支 出

第1款 資本的支出	14,031,179千円
第1項 建設改良費	5,716,876千円
第2項 企業債償還金	8,314,303千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造資金利子補給	平成17年度から 平成22年度まで	25,170千円
水洗便所改造資金損失補償	平成17年度から 平成22年度まで	37,250千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費、企業債償還金並びに支払利息及び企業債取扱諸費
限 度 額	7,626,200千円
起債の方法	証書借入
利 率	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
償還の方法	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 756,420千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,559,461千円である。

II 平成16年度下半期の執行状況

1 収入および支出の概況

(1) 一般会計

① 歳入の状況

(平成17年3月31日現在)(単位:千円、%)

区 分	予算現額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収入率 (D)/(A)
市 税	40,601,156	21,197,304	17,787,560	38,984,864	96.0
地 方 譲 与 税	1,700,463	588,079	705,026	1,293,105	76.0

利子割交付金	270,317	76,359	224,049	300,408	111.1
配当割交付金	42,706	12,384	11,532	23,916	56.0
株式等譲渡所得割交付金	11,774	59	24,607	24,666	209.5
地方消費税交付金	3,033,781	1,986,388	1,403,698	3,390,086	111.7
ゴルフ場利用税交付金	62,063	17,615	48,747	66,362	106.9
自動車取得税交付金	338,656	102,667	232,355	335,022	98.9
国有提供施設等所在市助成交付金	6,082	-	6,806	6,806	111.9
地方特例交付金	1,399,000	1,429,859	-	1,429,859	102.2
地方交付税	17,855,631	12,618,021	6,098,576	18,716,597	104.8
交通安全対策特別交付金	90,379	52,139	41,675	93,814	103.8
分担金及び負担金	996,544	374,100	474,979	849,079	85.2
使用料及び手数料	2,336,068	1,165,735	1,057,277	2,223,012	95.2
国庫支出金	16,035,275	4,185,264	7,074,926	11,260,190	70.2
県支出金	3,203,885	568,830	1,116,106	1,684,936	52.6
財産収入	572,722	102,511	370,737	473,248	82.6
寄附金	20,487	20,686	130	20,816	101.6
繰入金	5,426,841	-	5,370,546	5,370,546	99.0
繰越金	2,025,975	2,025,975	-	2,025,975	100.0
諸収入	7,673,291	344,630	7,135,619	7,480,249	97.5
市債	21,397,300	5,611,200	1,692,400	7,303,600	34.1
合計	125,100,396	52,479,805	50,877,351	103,357,156	82.6

※収入額には前年度からの繰越分を含む。

② 歳出の状況

(平成17年3月31日現在) (単位：千円、%)

区 分	予算現額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合計 (D)=(B)+(C)	支出率 (D)/A
議会費	735,025	350,601	369,206	719,807	97.9
総務費	14,251,945	5,022,424	7,235,174	12,257,598	86.0
民生費	29,002,856	10,028,113	13,347,113	23,375,226	80.6
衛生費	8,965,865	3,637,304	3,857,018	7,494,322	83.6
労働費	563,002	415,289	125,752	541,041	96.1
農林水産業費	1,672,977	376,756	822,658	1,199,414	71.7
商工費	6,623,117	4,930,815	1,319,427	6,250,242	94.4
土木費	22,905,159	10,018,721	8,301,490	18,320,211	80.0
消防費	3,116,700	1,299,037	1,594,212	2,893,249	92.8
教育費	14,557,481	5,011,805	7,177,586	12,189,391	83.7
災害復旧費	53,180	7,027	8,337	15,364	28.9
公債費	21,583,443	12,196,477	9,352,019	21,548,496	99.8
諸支出金	1,052,661	39,957	1,012,702	1,052,659	100.0
予備費	16,985	-	-	-	0.0
合計	125,100,396	53,334,326	54,522,694	107,857,020	86.2

※支出額には前年度からの繰越分を含む。

(2) 特別会計

① 歳入の状況

(平成17年3月31日現在) (単位：千円、%)

区 分	予算現額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合計 (D)=(B)+(C)	収入率 (D)/A
土地区画整理会計	1,536,805	183,199	744,717	927,916	60.4
市有林会計	187,381	25,785	148,640	174,425	93.1
市営墓地会計	56,945	42,993	13,884	56,877	99.9
中央卸売市場会計	660,865	170,636	451,225	621,861	94.1
農業集落排水会計	1,184,157	33,033	47,993	81,026	6.8
大森山動物園会計	403,393	227,801	175,369	403,170	99.9
廃棄物発電会計	151,801	91,125	66,889	158,014	104.1
国民健康保険事業会計	23,403,532	7,077,403	12,407,291	19,484,694	83.3

老人保健医療事業会計	30,894,520	12,424,636	14,512,374	26,937,010	87.2
母子寡婦福祉資金貸付事業会計	93,283	38,658	58,493	97,151	104.1
介護保険事業会計	16,226,813	6,419,940	6,352,851	12,772,791	78.7
合 計	74,799,495	26,735,209	34,979,726	61,714,935	82.5

※収入額には前年度からの繰越分を含む。

## ② 歳出の状況

(平成17年3月31日現在) (単位：千円、%)

区 分	予算現額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支出率 (D)/(A)
土地区画整理会計	1,536,805	683,630	633,703	1,317,333	85.7
市有林会計	187,381	122,947	23,304	146,251	78.1
市営墓地会計	56,945	11,979	15,608	27,587	48.4
中央卸売市場会計	660,865	337,321	283,545	620,866	93.9
農業集落排水会計	1,184,157	89,903	820,263	910,166	76.9
大森山動物園会計	403,393	195,679	193,494	389,173	96.5
廃棄物発電会計	151,801	27,984	121,815	149,799	98.7
国民健康保険事業会計	23,403,532	9,393,685	11,738,059	21,131,744	90.3
老人保健医療事業会計	30,894,520	12,723,984	15,436,002	28,159,986	91.1
母子寡婦福祉資金貸付事業会計	93,283	38,509	41,789	80,298	86.1
介護保険事業会計	16,226,813	5,624,671	8,048,750	13,673,421	84.3
合 計	74,799,495	29,250,292	37,356,332	66,606,624	89.0

※支出額には前年度からの繰越分を含む。

## 2 一時借入金現在の現在高(一般会計、特別会計)

平成17年3月31日現在、一時借入金の現在高 84億円

## 3 公営事業の経理の概況

## (1) 秋田市病院事業の経理の状況

## ① 予算の執行状況

## ア 収益的収支

## 収 入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
病院事業収益	9,150,418	4,954,560	4,086,700	9,041,260	98.8
医業収益	8,126,645	4,048,182	3,957,883	8,006,065	98.5
医業外収益	1,021,598	904,203	128,735	1,032,938	101.1
特別利益	2,175	2,175	82	2,257	103.8

## 支 出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
病院事業費用	9,205,864	4,102,515	5,034,646	9,137,161	99.3
医業費用	8,786,933	3,944,848	4,785,524	8,730,372	99.4
医業外費用	401,631	153,682	240,127	393,809	98.1
特別損失	16,800	3,985	8,995	12,980	77.3
予備費	500	-	-	-	0.0

## イ 資本的収支

## 収 入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
資本的収入	473,722	102,775	370,946	473,721	100.0
企業債	272,900	-	272,900	272,900	100.0
出資金	200,821	102,775	98,046	200,821	100.0
固定資産売却代金	1	-	-	-	0.0

支 出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
資 本 的 支 出	776,115	306,811	468,209	775,020	99.9
建 設 改 良 費	310,408	86,308	223,005	309,313	99.6
企 業 債 償 還 金	465,707	220,503	245,204	465,707	100.0

② 秋田市病院事業会計試算表 (平成17年 3月31日現在)

(単位：円)

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	( 固 定 資 産 )	
6,100,306,723	有 形 固 定 資 産	
706,500	無 形 固 定 資 産	
	( 固 定 負 債 )	
	引 当 金	44,268,000
	( 流 動 資 産 )	
723,841,835	現 金 ・ 預 金	
1,469,014,313	未 収 金 券	
100,000	有 価 証 券	
52,919,475	貯 蔵 品	
	( 流 動 負 債 )	
	未 払 金	480,193,917
	預 り 金	37,210,899
	( 資 本 金 )	
	自 己 資 本 金	4,116,333,797
	借 入 資 本 金	6,123,567,522
	( 剰 余 金 )	
	資 本 剰 余 金	430,969,922
2,787,430,110	欠 損 金	
	( 病 院 事 業 収 益 )	
	医 業 収 益	7,998,912,862
	医 業 外 収 益	1,029,316,730
	特 別 利 益	2,257,384
	( 病 院 事 業 費 用 )	
8,630,105,238	医 業 費 用	
485,626,499	医 業 外 費 用	
12,980,340	特 別 損 失	
20,263,031,033	合 計	20,263,031,033

(2) 秋田市水道事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

収 入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
上 水 道 事 業 収 益	7,590,584	3,765,781	3,875,139	7,640,920	100.7
営 業 収 益	7,408,681	3,727,993	3,730,374	7,458,367	100.7
営 業 外 収 益	181,893	37,788	144,765	182,553	100.4
特 別 利 益	10	-	-	-	0.0
簡 易 水 道 事 業 収 益	147,440	8,576	139,214	147,790	100.2
営 業 収 益	87,312	8,576	79,084	87,660	100.4
営 業 外 収 益	60,128	-	60,125	60,125	100.0
特 別 利 益	-	-	5	5	皆増
合 計	7,738,024	3,774,357	4,014,353	7,788,710	100.7



支 出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
上水道事業費用	7,346,313	2,083,457	5,233,994	7,317,451	99.6
営業費用	5,838,721	1,423,051	4,387,365	5,810,416	99.5
営業外費用	1,492,847	648,036	844,809	1,492,845	100.0
特別損失	14,191	12,370	1,820	14,190	100.0
予備費	554	-	-	-	0.0
簡易水道事業費用	140,268	16,747	108,502	125,249	89.3
営業費用	59,581	2,097	46,438	48,535	81.5
営業外費用	80,087	14,650	62,054	76,704	95.8
特別損失	26	-	10	10	38.5
予備費	574	-	-	-	0.0
合 計	7,486,581	2,100,204	5,342,496	7,442,700	99.4

※支出額には前年度からの繰越分を含む。

イ 資本的収支

収 入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
上水道資本的収入	1,695,271	241,060	1,482,422	1,723,482	101.7
企業債	1,047,500	24,900	1,022,600	1,047,500	100.0
出資金	72,912	30,476	42,436	72,912	100.0
補助金	189,070	-	189,070	189,070	100.0
固定資産売却代金	10	-	-	-	0.0
負担金及び寄附金	385,779	185,684	228,316	414,000	107.3
簡易水道資本的収入	413,457	-	414,674	414,674	100.3
企業債	247,200	-	247,200	247,200	100.0
出資金	19,507	-	19,507	19,507	100.0
補助金	146,697	-	146,697	146,697	100.0
負担金及び寄付金	53	-	1,270	1,270	2,396.2
合 計	2,108,728	241,060	1,897,096	2,138,156	101.4

※収入額には前年度からの繰越分を含む。

支 出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
上水道資本的支出	3,974,605	1,191,871	2,718,888	3,910,759	98.4
建設改良費	1,925,695	198,633	1,663,217	1,861,850	96.7
企業債償還金	2,048,910	993,238	1,055,671	2,048,909	100.0
簡易水道資本的支出	94,530	9,627	84,872	94,499	100.0
建設改良費	21,457	-	21,426	21,426	99.9
企業債償還金	73,073	9,627	63,446	73,073	100.0
合 計	4,069,135	1,201,498	2,803,760	4,005,258	98.4

※支出額には前年度からの繰越分を含む。

② 秋田市水道事業会計試算表 (平成17年3月31日現在)

(単位：円)

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	( 固 定 資 産 )	
60,704,572,487	有 形 固 定 資 産	
4,648,145,533	無 形 固 定 資 産	
	( 流 動 資 産 )	
2,584,522,131	現 金 ・ 預 金	
655,342,611	未 収 金	
2,350,000	有 価 証 券	

43,807,718	貯	蔵	品	
	(繰延勘定)			
869,800	開	発	費	
	(固定負債)			
	引	当	金	1,624,333,203
	(流動負債)			
	未	払	金	563,853,735
	預	り	金	185,064,204
	(資本金)			
	自	己	本	5,454,638,520
	借	入	本	33,832,112,281
	(剰余金)			
	資	本	剰	26,504,928,616
	利	益	剰	184,795,563
	(上水道事業収益)			
	営	業	収	7,114,031,167
	営	業	外	182,370,568
	(上水道事業費用)			
5,720,065,240	営	業	費	
1,292,289,450	営	業	外	
13,753,278	特	別	損	
	(簡易水道事業収益)			
	営	業	収	83,537,186
	営	業	外	60,125,000
	特	別	利	5,247
	(簡易水道事業費用)			
47,363,441	営	業	費	
76,703,686	営	業	外	
9,915	特	別	損	
75,789,795,290	合	計		75,789,795,290

(3) 秋田市交通事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

収 入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
自動車運送事業収益	1,151,584	133,181	1,022,708	1,155,889	100.4
営 業 収 益	174,370	86,158	92,416	178,574	102.4
営 業 外 収 益	977,213	47,023	930,292	977,315	100.0
特 別 利 益	1	-	-	-	0.0

支 出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
自動車運送事業費用	941,235	373,724	537,815	911,539	96.8
営 業 費 用	919,009	369,061	524,241	893,302	97.2
営 業 外 費 用	19,226	4,663	13,574	18,237	94.9
予 備 費	3,000	-	-	-	0.0

イ 資本的収支  
収 入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
資 本 的 収 入	11,328	-	-	-	0.0
固 定 資 産 売 却 代 金	11,328	-	-	-	0.0

② 秋田市交通事業会計試算表 (平成17年3月31日現在)

(単位：円)

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	( 固 定 資 産 )	
1,604,132,241	有 形 固 定 資 産	
80,600	無 形 固 定 資 産	
2,700,000	投 資	
	( 流 動 資 産 )	
3,229,805	現 金 ・ 預 金	
28,574,816	未 収 金 券	
200,000	有 価 証 券	
	( 流 動 負 債 )	
	一 時 借 入 金	500,000,000
	未 払 金	167,616,021
	預 り 金	7,189,380
	( 資 本 金 )	
	自 己 資 本 金	2,209,344,637
	( 剰 余 金 )	
	資 本 剰 余 金	614,542,128
2,104,124,831	欠 損 金	
	( 自 動 車 運 送 事 業 収 益 )	
	営 業 収 益	170,398,485
	営 業 外 収 益	976,963,285
	( 自 動 車 運 送 事 業 費 用 )	
889,550,176	営 業 費 用	
13,461,467	営 業 外 費 用	
4,646,053,936	合 計	4,646,053,936

(4) 秋田市下水道事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

収 入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
下 水 道 事 業 収 益	9,887,917	7,057,999	2,858,671	9,916,670	100.3
営 業 収 益	7,404,221	5,045,250	2,387,280	7,432,530	100.4
営 業 外 収 益	2,483,439	2,012,492	471,334	2,483,826	100.0
特 別 利 益	257	257	57	314	122.2

支 出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
下 水 道 事 業 費 用	9,675,645	2,744,175	6,827,958	9,572,133	98.9
営 業 費 用	6,080,706	999,643	5,001,877	6,001,520	98.7
営 業 外 費 用	3,582,214	1,736,882	1,824,736	3,561,618	99.4
特 別 損 失	10,175	7,650	1,345	8,995	88.4
予 備 費	2,550	-	-	-	0.0

イ 資本的収支

収 入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
下水道資本的収入	9,217,338	2,817,361	5,724,737	8,542,098	92.7
企業債	6,267,700	2,153,100	3,666,500	5,819,600	92.9
出資金	843,790	421,896	421,894	843,790	100.0
補助金	1,708,890	-	1,515,890	1,515,890	88.7
負担金及び寄附金	396,738	242,145	120,453	362,598	91.4
固定資産売却代金	220	220	-	220	100.0

※収入額には前年度からの繰越分を含む。

支 出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
下水道資本的支出	12,668,268	5,386,172	6,199,187	11,585,359	91.5
建設改良費	6,236,333	1,224,438	3,928,988	5,153,426	82.6
企業債償還金	6,431,935	4,161,734	2,270,199	6,431,933	100.0

※支出額には前年度からの繰越分を含む。

② 秋田市下水道事業会計試算表 (平成17年3月31日現在)

(単位：円)

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	( 固 定 資 産 )	
184,457,760,948	有形固定資産	
9,651,369,045	無形固定資産	
	( 流 動 資 産 )	
769,908,251	現金・預金	
1,741,154,082	未収金	
345,530,000	前払金	
1,950,000	その他流動資産	
	( 固 定 負 債 )	
	企業債	302,012,903
	引当金	12,095,000
	( 流 動 負 債 )	
	未払金	1,849,330,708
	その他流動負債	7,510,762
	( 資 本 金 )	
	自己資本	12,786,378,303
	借入資本	106,121,682,785
	( 剰 余 金 )	
459,483,927	資本剰余金	76,039,613,114
	欠損	
	( 下 水 道 事 業 収 益 )	
	営業収益	7,191,173,961
	営業外収益	2,483,807,728
	特別利益	308,879
	( 下 水 道 事 業 費 用 )	
5,891,255,288	営業費用	
3,466,910,165	営業外費用	
8,592,437	特別損失	
206,793,914,143	合 計	206,793,914,143

秋田市公告

社団法人全国公営住宅火災共済機構平成16年度経営状況について

て、地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第3項の規定に基づき、公告する。

平成17年6月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 事業実績

加入都道府県市区町村会員数	1,020
加入戸数	850,467戸
共済委託契約金額	6,782,983,919,000円
火災共済掛金	1,123,872,303円
被災戸数	468戸
火災共済給付金	401,952,325円
特定給付金	3,358,126円
復興建築助成戸数	163戸
復興建築助成金	58,651,797円
住宅防火施設整備補助会員数	79
住宅防火施設整備補助金	29,646,100円
住宅災害見舞戸数	11,083戸
住宅災害見舞金	140,850,000円

2 収支計算

(1) 収入

火災共済掛金収入	1,123,872,303円
建物管理の部収入	44,053,624円
その他の収入	254,694,216円
当期収入合計(A)	1,422,620,143円
前期繰越収支差額	65,064,248円
収入合計(B)	1,487,684,391円

(2) 支出

事業費	696,064,736円
管理費	253,335,149円
建物管理費	19,652,477円
特定預金等支出	450,445,098円
当期支出合計(C)	1,419,497,460円
当期収支差額(A)-(C)	3,122,683円
次期繰越収支差額(B)-(C)	68,186,931円

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成17年2月16日付け秋田市指令第493号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成17年6月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市山王五丁目2番18号  
古城建設株式会社  
代表取締役 高山 彰

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市新屋南浜町289番1、289番8、289番9および289番12

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり川尻楢山幹線布設替工事その2に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成17年6月7日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

1 入札に付する事項

- (1) 本工事は共同企業体による工事である。
- (2) 工 事 番 号 水道 第18号
- (3) 工 事 名 川尻楢山幹線布設替工事その2
- (4) 工 事 場 所 川尻新川町、川尻上野町、川元むつみ町地内
- (5) 工 事 概 要 配水管布設工  
DIPφ600 L=592.1m  
給水管連絡工  
φ600×φ200 L=7.5m  
配水管撤去工  
φ600 L=592.1m  
空気弁設置工  
φ75 1箇所  
配水管中込め注入工  
φ600 L=25.0m  
舗装工 ⑤①瀝  
T=20cm A=769㎡  
舗装工オーバーレイ ⑤  
T=3cm A=2,410㎡  
舗装工 ⑦  
T=5cm A=21㎡  
廃止管  
CIPφ600 布設年S27  
L=617.1m
- (6) 工 事 期 限 平成18年3月24日まで
- (7) 予 定 価 格 94,279,000円（消費税別）
- (8) 開 札 予 定 期 日 平成17年7月5日(火)
- (9) 契 約 平成17年7月11日(月)
- (10) 注 意 事 項 ア この入札は、電子入札により執行する。

イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

ウ 本市では、最低制限価格制度を採用している。最低制限価格は千円未満を切り捨てたものとする。

エ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 入札執行回数は、1回を限度とする。公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 共同企業体に関する事項

ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者2社による自主結成とする。

イ 各構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。ただ

し、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

(2) 共同企業体の構成員に関する事項

代表者要件

ア 公告日時および契約締結日において、秋田市に平成17年度建設工事入札参加資格審査申請書を提出し、受理されていること。

イ 秋田市内に営業所等を有すること。

ウ 特定建設業の許可（土木工事業及び水道施設工事業）を有すること。

エ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による経営事項審査（直近の審査結果通知書）の土木一式工事の総合評点が1,400点以上であること、かつ水道施設工事の総合評点が900点以上であること。

オ 過去10年間に、口径600mm以上の配水管の敷設（布設）の元請実績があること。

カ 土木工事業及び水道施設工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。

キ 土木工事及び水道施設工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。

ク 指名停止期間中の者でないこと。

代表者以外の構成員要件

ア 公告日時において秋田市から水道施設工事のA級に等級格付されていること。

イ 水道施設工事業の許可を有しての営業年数が6年以上あること。

ウ 水道施設工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。

エ 指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

3 入札参加資格審査の申請に関する事項

(1) 本入札に参加しようとする共同企業体は、平成17年6月20日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式1（省略））（代表者の直近の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写しを添付のこと。）

イ 特定建設工事共同企業体協定書（様式2（省略））の写し

ウ 施工実績調書（共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと。）（様式3（省略））

エ 配置予定技術者調書（共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと。）（様式4（省略））

オ 誓約書（様式5（省略））

(2) 本入札は電子入札により執行するため、参加しようとする共同企業体は(1)に掲げる申請書等と合わせ、電子証明書の購入の手續に必要な次に掲げる書類を提出しなければならない。なお、共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用できないため、共同企業体として電子証明書を購入しなければならない。

ア BizLink 電子認証サービスDタイプ電子証明書利用申請書

イ 代表者となる者の印鑑証明書

ウ 委任状（代表者から支店・営業所等へ委任されている者に限る）

(3) 申請書等の提出

申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(4) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成17年6月7日(火)から平成17年6月20日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市役所財政部契約課工事契約担当

ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。また、3の(2)についてはエヌ・ティ・ティ・ビズリンク株式会社のホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

(1) 上下水道局事業管理者が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者あてに指名通知する。

(2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成17年6月28日(火)に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあったe-mailアドレスに対して通知する。

(4) 3の(2)により取得する電子証明書は指名の有無にかかわらず申請者に送付される。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は平成17年6月7日(火)から平成17年7月4日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

(2) 閲覧場所 秋田市役所財政部契約課閲覧室

6 その他

(1) 申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書等は、返却しない。

(3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。

(4) 申請書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市役所財政部契約課工事契約担当  
電話 018-866-2165

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、平成17年度受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成17年6月8日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

賦課対象区域

金足下刈字北野、金足追分字海老穴、下新城中野字街道端西、飯島字堀川、下新城中野字前谷地、下新城中野字屋越、下新城長岡字外脇、下新城長岡字毛無谷地、飯島鼠田一丁目、飯島字長山下、飯島長野本町、土崎港相染町字中谷地、土崎港北五丁目、土崎港南一丁目、將軍野青山町、將軍野東一丁目、將軍野東二丁目、外旭川字堂ノ前、將軍野南四丁目、外旭川字四百刈、外旭川字待合、外旭川字神田、外旭川字三後田、外旭川字神宮田、濁川字家ノ前、添川字地ノ内、寺内字三千刈、寺内字イサノ、外旭川八幡田一丁目、外旭川字八幡田、泉馬場、新藤田字高梨台、旭川新藤

田東町、新藤田字中山台、新藤田字治郎沢、手形字中台、柳田字鳥越、広面字二階堤、八橋新川向、高陽幸町、手形字山崎、手形字西谷地、手形字十七流、広面字赤沼、手形山中町、広面字蟹沢、広面字糠塚、広面字蓮沼、広面字谷内佐渡、広面字釣瓶町、広面字碓、広面字川崎、下北手松崎字大巻、下北手松崎字家ノ前、下北手松崎字走り崎、下北手松崎字前谷地、新屋朝日町、新屋勝平台、横森一丁目、桜一丁目、横森五丁目、桜二丁目、桜三丁目、下北手桜字宮ヶ沢、牛島西三丁目、茨島四丁目、牛島東二丁目、横森三丁目、桜ガ丘四丁目、新屋日吉町、新屋比内町、浜田字後谷地、浜田字元中村、浜田字家後、仁井田字大野、仁井田小中島、仁井田新田二丁目、仁井田新田三丁目、河辺和田字上石川、河辺和田字岡村、河辺和田字和田、仁井田本町五丁目、仁井田本町三丁目、仁井田目長田一丁目、仁井田本町六丁目、浜田字石山下、浜田字石山、浜田字出小屋、浜田字西出小屋、浜田字館ノ丸、浜田字宮田沢、四ツ小屋字中野、御野場一丁目、四ツ小屋字東泉寺、四ツ小屋小阿地字上野、四ツ小屋小阿地字柳林、四ツ小屋字下川原、四ツ小屋小阿地字坂ノ下、四ツ小屋末戸松本字古川敷、四ツ小屋末戸松本字向野、下浜羽川字河童長根、下浜羽川字二十町、下浜羽川字家ノ腰、浜田字滝ノ原、下新城長岡字中沖、飯島字前田表、飯島字天ノ袋、外旭川字大谷地、外旭川字小谷地、上北手猿田字四ツ小屋、上北手猿田字苗代沢、上北手猿田字館ノ下、四ツ小屋字城下当場、河辺北野田高屋字神田、河辺北野田高屋字滝沢、河辺北野田高屋字上盤昌、河辺北野田高屋字雷谷地、河辺北野田高屋字黒沼下堤下、河辺和田字北条ヶ崎、河辺高岡字川原田、河辺諸井字山根、河辺諸井字後野中島、河辺諸井字野田、河辺諸井字福神、河辺諸井字上諸井、河辺諸井字前田表、河辺諸井字下諸井、河辺諸井字中道および河辺諸井字大部の各一部（別添図面に表示された施工箇所に面した土地または排水可能となる土地）

秋田市上下水道局公告

秋田市公共下水道事業分担金徴収条例（平成5年秋田市条例第15号）第4条の規定に基づき、平成17年度分担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成17年6月8日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

賦課対象区域

雄和相川字高野、雄和相川字井戸ノ下、雄和相川字上野、雄和相川字銅屋、雄和相川字吉田および雄和相川字台林の各一部（別添図面に表示された施工箇所に面した土地または排水可能となる土地）

秋田市上下水道局公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画変更認可の図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により公告する。

平成17年6月13日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
秋田都市計画下水道事業 秋田市公共下水道（八橋処理区）
- 2 事業施行期間  
昭和6年10月1日から平成23年3月31日
- 3 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更無し

- (2) 使用の部分  
変更無し

4 縦覧場所

秋田市八橋本町六丁目12番15号  
秋田市上下水道局下水道建設課

秋田市上下水道局公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画変更認可の図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により公告する。

平成17年6月13日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
秋田都市計画下水道事業 秋田市公共下水道（下浜南処理区）
- 2 事業施行期間  
平成3年8月13日から平成22年3月31日
- 3 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更無し
  - (2) 使用の部分  
変更無し
- 4 縦覧場所  
秋田市八橋本町六丁目12番15号  
秋田市上下水道局下水道建設課

秋田市上下水道局公告

次のとおり泉八橋線布設工事その2に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成17年6月21日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

- 1 入札に付する事項
  - (1) 本工事は共同企業体による工事である。
  - (2) 工事番号 水道 第23号
  - (3) 工事名 泉八橋線布設工事その2
  - (4) 工事場所 保戸野原の町・八丁・桜町、泉南三丁目地内
  - (5) 工事概要
    - A 配水管布設工  
DIP φ600 L=1,059.5m
    - 空気弁設置工  
φ75 2箇所
    - 仮設工  
φ150 L=160.0m
    - 復元工  
φ200 L=155.8m
    - A 舗装工 ⑤①瀝  
T=20 A=1,452㎡
    - A 舗装工 ⑤①  
T=10 A=1,902㎡
    - A 舗装工 ⑦  
T=5 A=326㎡
  - (6) 工事期限 平成18年3月24日まで
  - (7) 予定価格 162,579,000円（消費税別）
  - (8) 開札予定期日 平成17年7月20日(休)

- (9) 契 約 平成17年7月25日(月)
- (10) 注 意 事 項
- ア この入札は、電子入札により執行する。
- イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- ウ 本市では、1億円以上の工事について低入札価格調査制度を採用している。
- エ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- オ 入札執行回数は、1回を限度とする。公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

### (1) 共同企業体に関する事項

- ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者2社による自主結成とする。
- イ 各構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

### (2) 共同企業体の構成員に関する事項

#### 代表者要件

- ア 公告日時および契約締結日において、秋田市に平成17年度建設工事入札参加資格審査申請書を提出し、受理されていること。
- イ 秋田市内に営業所等を有すること。
- ウ 特定建設業の許可(土木工事業及び水道施設工事業)を有すること。
- エ 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23の規定による経営事項審査(直近の審査結果通知書)の土木一式工事の総合評点が1,400点以上であること、かつ水道施設工事の総合評点が900点以上であること。
- オ 過去10年以内、口径600mm以上の配水管の敷設(布設)の元請実績があること。
- カ 土木工事業及び水道施設工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。
- キ 土木工事及び水道施設工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。
- ク 指名停止期間中の者でないこと。

#### 代表者以外の構成員要件

- ア 公告日時において秋田市から水道施設工事のA級に等級格付されていること。
- イ 水道施設工事業の許可を有しての営業年数が6年以上あること。
- ウ 水道施設工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。

エ 指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

## 3 入札参加資格審査の申請に関する事項

- (1) 本入札に参加しようとする共同企業体は、平成17年7月4日(月)までに、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(様式1(省略))(代表者の直近の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写しを添付のこと。)
- イ 特定建設工事共同企業体協定書(様式2(省略))の写し
- ウ 施工実績調査書(共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと。)(様式3(省略))
- エ 配置予定技術者調査書(共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと。)(様式4(省略))
- オ 誓約書(様式5(省略))
- (2) 本入札は電子入札により執行するため、参加しようとする共同企業体は(1)に掲げる申請書等と合わせ、電子証明書の購入の手續に必要な次に掲げる書類を提出しなければならない。なお、共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用できないため、共同企業体として電子証明書を購入しなければならない。
- ア BizLink 電子認証サービスDタイプ電子証明書利用申請書
- イ 代表者となる者の印鑑証明書
- ウ 委任状(代表者から支店・営業所等へ委任されている者に限る)
- (3) 申請書等の提出  
申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (4) 申請書等の受付  
申請書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成17年6月21日(火)から平成17年7月4日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市役所財政部契約課工事契約担当
- ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。また、3の(2)についてはエヌ・ティ・ティ・ビズリンク株式会社のホームページから入手すること。
- ## 4 指名に関する事項
- (1) 上下水道局事業管理者が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者あてに指名通知する。
- (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成17年7月12日(火)に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあったe-mailアドレスに対して通知する。
- (4) 3の(2)により取得する電子証明書は指名の有無にかかわらず申請者に送付される。
- ## 5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は平成17年6月21日(火)から平成17年7月19日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで



- (2) 閲覧場所 秋田市役所財政部契約課閲覧室
- 6 その他
  - (1) 申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。
  - (2) 提出された申請書等は、返却しない。
  - (3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。
  - (4) 申請書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市役所財政部契約課工事契約担当

電話 018-866-2165

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定により公告する。

平成17年6月28日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、下記のとおりである。

番号	物件名	納品場所	納入期限	入札参加要件
第16号	水道メーター購入 (50mm~100mm)	秋田市上下水道局	契約日から30日間 (平成17年8月18日)	3に記載

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成17年7月15日(金) 午後1時30分
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14-8  
秋田市上下水道局
- 入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。
- 契約日 平成17年7月20日(水)
- 注意事項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。  
(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

を基準として3カ月以内に発行されたものに限る。）

(イ) 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証明書（領収書の写しまたは口座振替済通知書の写しでも可）

- (2) 申込書等の提出  
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成17年6月28日(火)から平成17年7月12日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙 秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成17年6月28日(火)から平成17年7月14日(水)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

- (3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載。

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

3 入札に参加する者に必要な要件

- (1) 東北地方に本社又は支店・営業所等を有する者であること。
- (2) 過去に地方自治体に対し、水道メーターの納入実績があること。
- (3) 租税に滞納がないこと。
- (4) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

4 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成17年7月12日(火)までに、次に掲げる書類を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査のうえ、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容（過去の実績等）によっては、入札保証金を免除する場合がある。

ア 秋田市登録業者（財政部契約課）の方

(ア) 入札参加申込書（様式1（省略））

(イ) 実績調書（様式2（省略））

イ 秋田市登録業者（財政部契約課）ではない方

(ア) 入札参加申込書（様式1（省略））

(イ) 実績調書（様式2（省略））

(ウ) 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込書を提出する日

